

第66回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成20年2月14日（木）

開議 午前10時

会議に出席した議員（17名）

1番	香美町	長瀬	幸夫	2番	香美町	山本	賢司
3番	豊岡市	青山	憲司	4番	豊岡市	稲垣	のり子
5番	豊岡市	門間	雄司	6番	豊岡市	椿野	仁司
7番	新温泉町	植田	光隆	9番	豊岡市	福田	嗣久
10番	豊岡市	古谷	修一	11番	豊岡市	古池	信幸
12番	豊岡市	升田	勝義	13番	新温泉町	高橋	邦夫
14番	新温泉町	宮脇	諭	15番	香美町	後垣	晶一
17番	豊岡市	村岡	峰男	18番	豊岡市	森井	幸子
19番	豊岡市	綿貫	祥一				

会議に出席しなかった議員（2名）

8番	新温泉町	岡坂	峰雄	16番	香美町	柴田	幸一郎
----	------	----	----	-----	-----	----	-----

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸
書記 中村裕

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
副管理者兼総務課長	瀬崎 彊
収入役（豊岡市収入役）	塚本信行
代表監査委員	大禮謙一
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	原 重喜
監査委員事務局長	池上 晃

構成町長

香美町長	藤原久嗣
新温泉町長	馬場雅人

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第1号議案～第3号議案）一括上程
一般質問
各議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第1号議案～第3号議案）
一括上程
一般質問
10番 古 谷 修 一 議員
3番 青 山 憲 司 議員
17番 村 岡 峰 男 議員
11番 古 池 信 幸 議員
2番 山 本 賢 司 議員
4. 各議案ごとに質疑、討論、表決
5. 閉会中継続審査議決
6. 閉会宣言
7. 議長あいさつ
8. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

議長（綿貫祥一） おはようございます。ただいまの出席議員数は17名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

議長（綿貫祥一） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、柴田幸一郎議員であります。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

18番森井幸子議員。

議会運営委員会委員長（森井幸子） 18番森井です。本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問を、あらかじめ質問通告のありました議員から質問を行います。質問通告のありました議員は5名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また、極力重複を避け、簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて、適切簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行います。

次に、閉会中の継続審査議決を行って、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

議長（綿貫祥一） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第1号議案～第3号議案（兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について外2件）

議長（綿貫祥一） 日程第2、第1号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について外2件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき順次議長より指名いたしますが、自席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、10番古谷修一議員。

古谷修一議員 おはようございます。10番古谷修一でございます。大変寒い日が続いておりまして、太平洋側の都市部ではわずかの積雪でも大変なようでございますが、私たちの但馬地方では、山間部のスキー場でも適当な雪があり、このような状況でありがたいことだなというふうに感じております。風邪を引かないように頑張っていきたいと思っております。

本議会のトップバッターの一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。それでは、早速通告に従いまして、広域ごみ・汚泥処理施設整備について、通告のとおり何点かお尋ねしたいと思っております。

まず第1点目として、施設候補地選定について、今日までの流れを確認していきたいと思っております。基本条件として、1つとして、選定範囲は県道福田交差点からごみ収集車の走行時間を考慮して、

片道、道路延長15キロの範囲内とする地域。2つとして、面積3ヘクタール及び除外条件10項目を設ける。3つとして、選定委員会方式で選定していく。以上、昨年構成市町長会で決定され、議会にも報告、承認されていると認識しております。

そして、選定委員会は第1回委員会を平成19年11月21日開催され発足し、以後、選定条件に除外条件7項目追加して17項目とし、現地確認及び目視調査し、土地の傾斜角が30度以上の箇所を除外することに決定された。それらの条件によりリストアップした23カ所を評価項目、評価基準に沿って評価し、5回の委員会開催によりまして、最終的に口小野・袴狭区と森本・坊岡区の2カ所を選定された。そして、市町有地の中から小河江・八代地区の1カ所、さらに土地情報が提供され地元の前向きな姿勢がうかがえる辻区と伊賀谷区の2カ所を加えて、合計5カ所を一次選定候補地とされた。以上が今日までの経過と認識いたしますが、間違っておればご指摘ください。

2点目として、二次選定に向けてお尋ねいたします。二次評価の手法については、具体的には委員会で決めていかれると伺っておりますが、現在のお考えをお聞かせください。

次、3点目として、今後のスケジュールについてお尋ねいたします。組合では、平成16年に豊岡市日高町上郷区が適地として選定されましたが、受け入れが不同意になり、残念ながら断念する結果に終わりました。既に3年が経過しており、このおくれを取り戻すために早期事業着手の必要がありますが、施設の完成目標年度までの主要なスケジュールをお尋ねいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） まず1点目の今日までの経過につきましては、議員ご指摘のとおり経過をたどってまいりました。

今後の二次選定に当たっての基本的な考えでございますが、これも委員会自体の方でお決めることということになります。ただ、ここの1月9日に開催されました第3回候補地選定委員会におきまして、二次評価に当たって、これは委員会が協議をされるわけではありますが、事務局側からの情報提供として、こういうことについて盛り込んでいただくような議論をしていただいております。か、そういった提案をいたしております。

その中身は、一つは、その候補地区の理解度、施設に対する理解度でありますとか、あるいは受容度、受け入れについてのその地区の中の雰囲気はどうであるかといったこと、それから概略造成図による建設工事について評価をする、こういったことを基本的事項としてご検討いただいております。どうかという提案をさせていただいております。もちろん、その地区の理解度でありますとか受容度というのは、口で言うのは簡単ですけども、地区としては十分議論されてないのももちろん実態でございますので、あくまでこの時点でわかり得る範囲内ということになるかと思っております。ただ、今申し上げましたようなことも軸にしながら、選定委員会の側で選定の基準について議論がなされ、結果が出されていくものと、このように考えているところでございます。

それから、今後のスケジュールです。これまで私たちの側が公表しております計画としましては、

供用開始を平成25年度に行う、こういったことでございます。これをやるためにはさまざまなことが今後必要になります。まずは、とにかく1月28日に5カ所の一次候補地を選定したわけでありませうけれども、これを3月末までには1つに絞り込むといったこと。ここはスケジュールとしてはつきりいたしております。

その後やるべき事柄といたしましては、候補地の説明会や、あるいは先進地視察、地権者に対する説明や用地買収、生活環境影響調査、地質調査、地形測量、設計・建設・運営事業者選定、都市計画決定、造成工事、建設工事等、たくさんの作業があります。

こういった作業が一体どのくらいのスケジュールで今後進められていくかということでございませうけれども、これらは選定する場所によって大きく変わってまいります。例えば、用地が既に市のものであるならば、そこは用地買収の時間が要らないといったこと。それから、地区の側が非常に好意的なところであれば、地区同意にかかる時間というのはそれほど多くはないかもしれませんけれども、そこがまだ十分でないところについては、これからしっかりと説明をさせていただく必要がございますので、そこでの時間がかかってまいります。その上で環境影響調査の実施になりますと、環境影響調査自身のスケジュールは後ろへずれますので、そのことを前提にした後のスケジュールもすべて変わってくる、こういうことになります。

したがって、今、個々の事業をいつの点でということを確認に申し上げることはできないというのが実態でございます。ただ、いずれにしましても、供用開始を25年という目標にし、さらに加えて財政上のことを考えますと、合併特例債が適用できる27年度、これがいわば門限ということになりますので、その範囲内で確実にできるように、そして一番いいのは、今掲げております25年供用開始が実現できるように最大の努力をさせていただくと、こういうことではないかと思っております。以上です。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 2回目以降、再質問させていただきたいと思っておりますが、1問ごとにまた答弁いただけたらと思っております。

初めに、一次評価された選定項目につきまして少しお尋ねしていきたいと思っておりますけれども、一次評価の項目は、立地条件からの評価と工事条件からの評価に大きく分けて評価されておりますが、細部にわたっても分類されて点数等をつけておられますが、それらをどういう心がけでされてきたか、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 一次評価項目につきましては、19項目にわたって、それぞれ23地区の候補地に評価をいたしております。

どういう観点かというお尋ねでございますけれども、まず、自然条件から見た適否ということで、活断層の近接状況ということで、これは地震等の施設への安全度という観点から、近くにいる方が望ましいということで、それぞれ距離に応じて評価基準を設けたということでございます。

それと、自然環境に区分する項目では、植生の状況、鳥獣特別保護区の状況というふうなことで、地形改変を行うことによって自然を破壊するというふうな部分をどういうふうにとらえていくかというふうなことで、それぞれ評価をさせていただきました。

それと、社会条件から見た適否ということで、土地利用の状況、現状、将来の土地利用ということで、将来にわたって、現況もそうですけども、利用計画のないところがやっぱり望ましいというふうなことで、そういう観点から、それぞれのマスタープラン等をもちまして評価をさせていただきました。

それと、法規制への対処及び許可の難易度ということで、砂防指定地、保安林の状況という項目を設定しましたが、これは手続に対しての難易度、あるいはそれが果たしてできるのかどうかということも含めまして、その工期に与える影響がございますので、そういう観点から項目として設定をさせていただきました。

それと、周辺に配慮すべき事項ということで、住宅への近接状況、学校・幼稚園・その他公共施設への近接状況、施設の可視の度合い、畜舎・放牧場への近接状況ということで、施設ができ上がることによって、そこに搬入する収集車あるいは持ち込みごみの車両の台数がふえてまいりますので、そういうふうな影響があるのかないのかというふうなことの観点で見させていただきました。

それと、文化財の程度ということで、当然文化財を保護する観点から、項目として入れさせていただいております。

それと、新たに、上郷では設けていなかった部分ですけども、ごみ処理施設の設置の状況ということで、過去・現在の設置の状況ということで、地区での皆さんの感じておられる、そういう迷惑施設というイメージをとらえておられますので、そういう観点からとらせていただいております。

それと、敷地条件ということで、敷地確保の余裕ということで、できるだけオープンスペースがあつて余裕ある敷地が確保できればいいというふうな観点から、項目として入れさせていただいております。それと、施設用地の標高ということで、こういう冬期の対策は、やっぱり標高が高いほど十分な対策が必要になってくるということで、そういう観点から項目として入れております。

それと、運搬条件ということで、ある一定の15キロ範囲内ということで設定をいたしましたけども、その中には、それぞれ位置が異なりますので、そういう観点から5キロ、10キロ、15キロという分類で評価をさせていただきました。

以上が立地条件からの評価項目でございますし、工事条件からにつきましては、敷地工事の難易度と進入道路の延長あるいは難易度という3項目から、これは当然工事費に係るわけでございますので、そういう観点から3点で評価をさせていただくということでございます。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 慎重にそれらの項目で評価されていると。個々につきましては、それぞれ評価点数もつけておられますので質問は省かせていただきますけども、その中で、法規制への対処ということで、砂防指定とか保安林とか農地法等が関連しとるところがあるようでございますが、それらにつきましては、具体的には、この選ばれた該当地はどのようなものが該当しとるのか、お尋ねいたし

ます。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 5カ所のうちで、それぞれ今、議員の方でご指摘いただきました項目について該当する箇所につきましては、小河江・八代区については、おっしゃるような法規制はかかっておりません。辻区におきましては、農用地区内の農地、あるいは砂防指定地、保安林の指定地というふうな指定がかかっております。伊賀谷につきましては、砂防指定地。口小野・袴狭につきましては、そのような法規制はかかっておりません。森本・坊岡につきましては、砂防指定地が法規制としてかかっているというようなことでございます。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 法規制というのは、またこれらを解除したり、また、工事でいるんな配慮もしなければならぬというようなことで、重要な項目かと思えます。それぞれ、それらの項目で一応評価もされとるんですけれども、せんだっての議員協議会のときにお尋ねいたしましたのでは、選定委員会で選定された2カ所については、これらの評価項目について評価しておるけども、あとの市有地、あるいは辻区、伊賀谷についてはしてないという答弁だったように思うんですけれども、それぞれ二次段階で選ぶ時点にもなろうかと思うんですけれども、活断層のあるところとか、また、進入道路に相当距離があるところとかというようなこと、それぞれに一次評価の項目、大変大事な項目だと思うんですけれども、市有地であろうが、地元から要望のあったところであろうが、慎重にこの評価もしていく必要があると思うんですけれども、それらについてお考えをお聞かせください。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 市有地、情報提供のあった箇所についても一次評価をすべきだという議員のご指摘でございますけれども、まず、市町有地からの候補地は、既に用地が市あるいは公社で所有しているものということで、その用地の取得が大変容易であるという最も重要な要素を満足している土地であるというふうなことでございますし、情報提供のあった伊賀谷、辻区におきましては、重要な地元合意という部分がもう既に得られているというふうなことで、これら2つの大きな選定の要因であるべき事項が既にクリアされているというふうなことで、一次候補地として選定を委員会の方はしました。

今おっしゃるような、施設としてできないような条件。例えば、これが除外条件という部分に該当するかと思えますけれども、それら重要な条件につきましては、これらの候補地についてもクリアしておりますので、そのことについては見てきたということでございますし、一次評価項目については、それらも含めて、当然今後二次評価の段階でそういう視点も取り入れられて議論されるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 今のご答弁のように、今度5カ所から1カ所に選ぶ時点ではそれらも重要な項目であると思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

二次選定に入る中で、先ほど管理者から答弁いただきました地元の理解度、受容度というんですか、これらの件についてお尋ねしたいと思うんですけども、議員協議会での管理者の総括説明の中で、2月中旬までに希望する地区に対しては説明会、先進地視察を実施するということのように思いますが、今、2月中旬迎えとるわけでございますけれども、5候補地から説明会とか先進地視察の申し込みはあったかどうか、どのような状況かお尋ねいたします。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 私の方からお答えを申し上げます。

この件につきまして、我々の方から区長さんに、一次選定を終えた時点で、こういう考えも持っていますよということで、正式に文書も差し上げてまして要請をいたしました。ぜひ説明をさせていただきます、さらには先進地視察もしておりますよと、こういうことで申し出をいたしました。その結果、現在既に区として説明を終えたのが、5地区説明を終えております。

さらに、先進地視察も2回に分けて予定をしております、17日、これは日曜日に当たります。先方に無理を言いまして日曜日、奈良県の橿原の方に参ります。それから21日に福知山と加古川ということで、そういう予定をお知らせをしております。その中で既にお申し込みを受けておられるもでございますので、積極的に見て理解をしてやろうという姿勢を見せていただいているというぐあいに思っております。以上です。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 現在ではまだ1カ所ですか、申し込みのあったのは、説明会とか視察申し込みをもう一遍ちょっとお願いします。聞こえにくかったので。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） まず、説明会につきましては、既に終えたのが5カ所でございます。それから、もう既に日程を決めていただいておりますのがあと3カ所でございますので、すべて区として説明は受けるということの姿勢を示していただいております。

それから、視察の方につきましては、現時点、どこの区からも参加を予定をされております。日にちはそれぞればらばらでございますけれども、参加を予定をされております。以上です。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 ぜひ、これからのこの事業に対する理解度を深めていただくためにも、説明会や視察の方、見ていただくようにご努力いただきたいと思います。

次に、地元振興計画の要望ということでお尋ねしたいと思うんですけども、候補地選定が5つの地区が決まれば、同時にこれまで市とか町に要望が来るとする事項とあわせて回答させてもらうというか、説明させていただくというような流れになっただかと思うんですけども、この5地区から、具体的な内容まではよろしいですけども、要望等が上がったのか、それともないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 地域振興計画は、2つの要素で成り立っているものをお配りをしており

ます。一つは、これから振興していくというもので、いろんなモデルプランを示してお考えいただける計画内容。もう一つは、その地域特有の課題、これをも解決しながら地域の振興を図ろうということ。5地区につきましては、すべて市に陳情、要望が出ておりますので、それをお示しをしているということでございます。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 それでは、次に土地買収の難易度というようなことでちょっとお尋ねしたいと思えますけども、先ほど冒頭、5地区を選んだ中で1つの小河江・八代については市有地であるというようなことで、この点については大変優位だということだったわけでございますけども、ほかの地区の地権者数、各地区の地権者数等は把握されているのかどうかお尋ねいたします。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） お尋ねの地権者数でございますけども、現在、一次選定候補地に絞り込みました5カ所につきまして、ご予算をお認めいただきました概略設計を進めておりまして、その途中段階でございます。したがって、その用地買収がどこまで及ぶかというところ辺がまだはっきりいたしておりませんので、地権者数の数字を現在まで把握いたしておりません。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 この場でなかなか詳細というのは答弁するのは難しい点があるかと思うんですけれども、土地を選定するのに、あそこはいい場所だということは決めても、どのような地権者数でどのような人が持っておられるかというのは、把握するというのは大変大事なことではないかなというふうに思うわけでございます。確におっしゃるように買収する範囲等によっても違うと思えますけれども、あらかたの、あそこは区有林がたくさん占めておるとかというようなこともわかるかと思うんですけど、全くそれらの状況は把握されてないのですか。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 私ども、進入路を含めて、ある程度大枠で施設の余裕を持って、数につきましては把握をいたしております。ちなみに、その把握している数といいますのが、辻区で例えば30人ぐらいだというふうに想定していますし、伊賀谷区については40弱ぐらいの方々所有されているのではないかと。あるいは口小野・袴狭については20を少し超えるぐらいの数じゃないかと、あるいは森本・坊岡については40を少し超えるぐらいの数じゃないかなというふうな概数的にはとらえています。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 重要な案件だと思いますので、それらも二次選定段階では十分に吟味いただきたいなと。法務局で字限図、あるいはこれまでであれば登記簿謄本等は閲覧できるわけですから、その辺の把握はしていただいた上で選定もいただきたいなというふうに思います。

次に、土地造成の関係で、その難易度等についてお尋ねしたいと思えますけども、市有地の小河江地区が選ばれているということでございますけども、これは一つには、豊岡市が現在国交省で進めている河道掘削の掘削土の置き場として求めたという点もあると認識いたしております。それで、

この残土埋め立てが、この造成によしとするもんか、あるいは弊害になるもんか、その辺を現在のお考えをお聞きしたいと思います。一応あの小河江には100万立米ぐらいの土を持っていきたいという予定で買収、計画もされとるといふふうに認識しとるんですけど。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 小河江・八代地区の市町有地で候補地としました土地につきましては、議員ご指摘のとおり、国交省で行われている激特の河川の河道掘削の土砂を埋められるということでございます。約120万立米を計画されているということのようですけども、その候補地自体が、埋め立てる自体が良か否かということでございますけども、当然敷地造成をやられるわけですので、私どもとしては良というふうに判断をさせていただいております。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 二次選定に当たりまして、必ずこの5地区の中から、地元の理解が得られ、そしてまた土地の取得も可能なところをぜひとも慎重に選定いただきまして、ご努力いただきますように選定委員会の方に要望いたしておきたいというふうに思います。

次に、今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思うんですけども、答弁いただきましたように、平成25年には、現在のそれぞれの処理場の耐久力等を踏まえ、また、合併特例債の使用という点から考えても25年というふうに伺うんですけども、そういった中でも、まず真っ先に地元合意とか、あるいはこれまで上郷で受け入れられなかった生活環境影響調査等の合意は急がねばならんと思うんですけども、この3月に候補地を1つに絞って、最小限度いつごろまでにこの努力、これらの地区同意について合意に向けて努力していきたいというような目標がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 1カ所に選定をされました後は、おっしゃるとおり、まず地元のご理解を得て、それがスタートになってまいりますので、できるだけ早くというのが我々の願いでございます。予算上でも当初予算に上げておりますように、環境影響調査につきましては、四半期分を一応予算計上いたしております。できるだけ早くそういうものの準備が必要でございますので、この候補地選定委員会の方でのご報告があり、構成市町長会でそういう場所を決定されましたならば、一日も早くという思いが我々はしているということでございます。特にここまでという目標を定めておるわけではございませんけれども、とにかく一日も早くという思いがございます。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 今、答弁願いましたように、大変急がねばならんという状況でもございます。せんだっての議員協議会のときにもお尋ねいたしましたけども、二次選定委員会が5地区から1地区に選ばれるわけでございますけども、どこかにお願ひしていかなければならないと思うんですし、この選定段階で地元の説明会やら、いろんなことを選定委員会の中で会議を持たれると思いますが、誠心誠意、不退転の決意で、必ず合意をいただけるところを選定するんだというような気持ちで頑張

っていただきたいという要望をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。
議長（綿貫祥一） 以上で古谷修一議員に対する答弁は終わりました。

次は、3番青山憲司議員。

青山憲司議員 久しぶりにこの議会での一般質問の機会をいただきました。しばらくのおつき合いをよろしく願います。

去る1月28日に候補地選定委員会の選定結果を受けまして、5カ所の一次候補地が公表されました。この一次候補地は、選定委員会の厳正な審議に基づく選定結果とはいえ、選定の手法に大変大きな違いがございます。先ほどの議員のやりとりにもございましたが、公募的要素の強い地区から情報提供のあった候補地が2カ所、保険的要素を含んだ市有地の候補地が1カ所、そして、前回上郷を候補地に選定された際の直接決定方式に近い設置条件をクリアして選定された候補地が2カ所でございます。公募的要素の候補地2カ所は別として、行政都合による適地であるという見方の一方で、条件をクリアして選定された候補地並びに市有地の対象地区にとりましては、前回の上郷地区同様に、何の前ぶれもなく、ある日突然、いきなり候補地として公表されたという心境ではないかと考えます。

第63回組合議会臨時会におきまして、選定委員会方式の概要でも触れられておりましたが、候補地の選定手順、方法のうち、候補地の公表では、選定委員会で一次選定が妥当であるとされた場合、候補地に該当する区長に一次選定経過と結果を報告し、これを公表しますとされています。候補地として選定された各地区には報告がされたものと考えますが、各地区の区長の反応はいかがでしたでしょうか。

次に、二次評価についてであります。3月には候補地を決定しなければならないという時間的猶予がない中で、選定委員会におきまして引き続き二次選定作業が進められます。当局から第3回選定委員会に示されました評価案の基本的な考え方を見ますと、先ほどの管理者の答弁にもございましたが、二次評価案では、候補地区の理解度、受容度等、これが1つ目でございます。2つ目には、概略造成図による建設工事の2点が項目建てをされており、評価基準の作成方法とあわせて、具体的な二次評価の内容について、もう少し詳しくお知らせをいただきたい、このように思います。

続いて、地域振興計画と事業費についてであります。本事業の総額については、さきの議員協議会でもお尋ねをしたところでございますが、その内容は、平成18年6月2日の全議員協議会において示されました用地取得費、造成費、進入道路費等を除く建設工事と調査関連費用で、総額104億3,000万円からの変更はないものと見受けられますが、いかがでしょうか。再度確認をさせていただきます。

また、候補地選定にかかる際、これら用地造成費や道路整備、地域振興計画に係る経費の多寡が二次評価にも影響を及ぼすものと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、地域振興策につきましては、さきの協議会でも申し上げましたが、大変多くのメニューが準備をされています。地域振興事業メニューが施設の設置された地区において事業展開され、地

域振興に役立つことを願うものではありませんが、過去における同様の例を見ると、時間の経過でありますとか、特に行政サイドの社会的、財政的環境の変化によりまして、当時の地元地区との合意事項が一部果たされずに来ている前例があることもまた事実でございます。

また、果たされたからといって、地域が活性化するかどうかは、その地区の住民の皆さんの意識と行動によるところも大きいわけではありますが、例えば、ごみ搬入車両が多くなることによる安全対策のための道路整備など、施設建設と同時に進行される事業は別として、後年度整備となる事業。例えて言いますとコミュニティー活動の場の整備、地域活動の支援におけるハード事業等については、いつまで担保されるものか、その保証期間はいつまで等かであります。候補地が決まってから個別対応というものの、時間と財源に限度がある中で、こういった心配をするところでもあります。

また、建設されようとする施設の耐用年数は約20年とされています。地元経済の振興策では、地区住民の雇用促進や地元団体等への業務委託のメニューもでございます。施設の稼働期間が20年を考えると、施設閉鎖後の地域振興をどのように描いておられるのでしょうか。20年が長いとおっしゃればそれまでであります。

続いて、施設候補地選定の基本条件とされる基本要件の2点について、今さらとおっしゃるかもわかりませんが、方針の確認のためよろしくお願ひしたいと思います。まず、選定地域の範囲は、ごみ・汚泥量の重心点、福田交差点から、おおむね延長15キロメートルの範囲とされています。このごみの重心点は計画収集ごみで割り出されておりますが、北但地区のごみ量の推移を平成11年と平成18年のデータ比較で見ますと、全体ごみ量が85.2%と減る中で、家庭系と事業系のごみの比率は、計画収集ごみが占める割合で10%減り53%に、逆に事業系とされる持ち込みごみ量は10%ふえて47%と、その差が縮小してきております。今後も引き続いて新施設において事業系ごみを引き受けるとなれば、候補地選定は事業系ごみの評価も欠かせないと思えますが、いかがでしょうか。

また、今回の事業用地選定の苦勞を考えると、次期建てかえのための用地確保からは、用地面積3ヘクタールとせず、次期施設建てかえスペースも考慮した事業用地確保の必要性があると考えますが、その点についても方針を確認しておきたいと思ひます。

最後に、施設規模についてでございますが、さきにも申し上げましたが、北但地域のごみ量は減少傾向にございます。豊岡市において昨年10月に、事業系のプラごみ受け入れについて、市条例に基づいた対応をされたことにより、相当のごみ減量への効果ができたものと伺っております。この際、今後のごみ量予測による施設規模の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（綿貫祥一） 答弁願ひます。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず、事業費についてのお尋ねをいただきました。これは議員ご指摘になりましたように、ハード整備について約102億、それから環境影響調査等のソフト面を含めると合計104億になると、議員のご指摘のとおりでございます。ただ、これとは別に、当然地域振興計画をつく

って実施するとなりますと、この点についての費用が発生をいたします。ただ、議員が言われましたように、この地域振興計画が多くなるか少なくなるかということが、その選定には影響することはないというふうに考えております。

といたしますのは、そもそもその地域振興計画自体は、1カ所に決まってからしかつけれないわけでありまして、ある程度の大体ボリュームについての予測をすることは自由でありますけれども、タイミングとしては、決まった後に地区と話し合いをすることになりますので、あらかじめそれを織り込むということはまずできないというふうに考えております。また、その当該地区とのやりとりをするときに、当然こちら側も、こっち側の財政的な体力を考えながらの話し合いになりますので、その辺で節度を持ちながらの計画になるものと、このように考えているところです。

それから、その合意事項をいつまで担保するのかといったご質問もいただきました。これはまさにその計画の中身によります。直ちにできるものもあれば、地区自体がいわば長期的な課題として望まれる場合だってあります。それから、振興計画自体の中には、市町の事業に係るもの、それから県への要望に係るもの、国への要望に係るもの、さまざまございます。そのうちの市町に対して向けられたものでありますと私たちが判断すれば済むことであります。それととも、例えば補助事業の対象になるような場合には、国、県の了解を得られた場合という前提条件がつきます。もちろん県や国に対する要望でありますと、これは一緒になって頑張りましょうということですから、時期的にいつまでということは、事の性質上申し上げることができない、このように考えているところです。

他方で、例えば地区内の道路のようなハード整備ですと、合併特例債が使えるうちにやってしまった方が財政負担が少ないということがございますので、これを例えば10年後にやりましょうというようなことには、市道についてであればなかなかならないのではないのか。できるだけその辺は短い期間の中で形が見えるような着手をすることになるのではないのか、このように考えているところです。

また、地域振興についてのいわばソフト事業への支援ということになりますと、基本的にはその施設がある範囲内ということになります。施設が稼働をやめた瞬間にやめてしまうかどうかといった経過措置的な問題はございますけれども、基本的にはそこが一つの目安になるのではないかとこのように考えているところです。したがって、施設が稼働を、稼働というか、施設自体を閉鎖してしまって、次にまた新たなところとなれば、その時点で振興策については一応打ち切ることになる、こういったことになろうかと思えます。もちろん経過措置については改めて考える必要がございます。

それから、こんなことを何度も何度も繰り返していった方がいいのかといった観点から、将来的に建てかえが来れば、同じ敷地内でできるような面積を持ったものを選んではどうかといったようなご意見も踏まえてのご質問をいただきました。この点につきましては、これまでも答弁をさせていただいておりますけれども、こちら側の思いとしては、もし地区の側がいいよとおっしゃっていただけるのであればそれにこしたことはない。20年ごとに地区とのあつれきをやりながら、そのたび

ごとに当局側も議会も、あるいは市民、町民も苦しむというようなことというのは大変なことでございますので、もし1カ所で、俗に遷都方式とか遷宮方式と言ったりしますけれども、そういうものが可能であればそれにこしたことはないと思います。ただ、それを最低条件にするかどうかはもちろん別のことであります。土地自体のいわば物理的なキャパシティーとして可能かどうかということに加えまして、地域の側がそれでご了解いただけるかどうかという、いわば社会的合意の可能性ということも絡む問題でございますので、いきなりそこを最低限にしますと、かなり高いハードルを地区の側に求めることになります。

そういったことよりも、むしろまず、今の3施設の耐用年数が来るわけでありますから、その後の施設をとにかく受け入れていただきたい。ここのところをむしろ最低条件にする方がいいのではないかと考えております。そして将来的に、例えば実際そこで施設ができた。そして土地の方のキャパシティーもある。そして地区の人たちも、実際稼働してみたら心配したほどのことでもないというふうなご理解をいただければ、改めて、では次の段階もというような話し合いができるのではないかと思います。今は、ですからそこまで、将来のことまで性急に求めるのは必ずしも得策ではないのではないかと、このように考えているところです。

もちろん、今後選定委員会の側で選定されるに当たって、土地について敷地確保上余裕があるかどうかというのがもしあれば、それはよりプラスの方向に評価されるものと、このように考えているところです。

その他につきましては、それぞれから答弁をさせていただきます。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 私の方からは、一次選定の結果を区長さんの方にお知らせに上がったときの区長さんの対応、反応ということについてお答えをいたします。

1月の28日に第5回の委員会で選定をされまして、委員会の方から報告がなされたということでございます。それを受けまして、早速に区長さんの方には、管理者がこういう報告を受けましたと、ご当地がそういうことで一次選定の候補地になりましたということをはっきり申し上げたところでございます。それぞれの区長さんにお会いをしてお話をさせていただき、さらに、先ほど古谷議員さんにもお答えいたしましたように、我々は今後説明もさせてほしいし、先進地視察等も計画をしたいと考えておりますということも申し上げました。それに対して各区長さんは、その場での反応といたしますが、お答えは、私は中立ですからと、こういうようなご判断をされる区長さんもございましたし、話は聞くような姿勢を、全く拒否をするというようなことはなく、話として聞かせてもらおうというような、そういう区長さんもございましたし、結果的には拒否をされたということではございませんでした。一応我々の言うことについて耳を傾けてやろうというご姿勢を示されたものというぐあいに思っております。

あわせて、それぞれの区が属しますコミュニティー、地区ですね、例えば八代で申しますと八代地区という旧八代村の地区がございますので、その区長会の会長さんにも同様のことを申し上げてお知らせをしたということでございます。区長会長さんは、当該地区そのものではないとこ

ろもございましたので、森本区は竹野南地区の区長会長さんと兼ねておられるようでございますけれども、他はそれぞれ別でございますので、それはそれぞれお聞きをしたということで受けとめていただきました。以上です。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、施設規模の見直しについて、議員の方から見直しが必要ではないかということがございましたが、この点につきましては、現在、一般廃棄物処理基本計画で、燃やすごみの方の規模が1日に174トンですね。そして資源系のごみが37トンというふうに定めているところでございます。この計画は、16年度と17年度の2カ年かけまして、平成30年度までの推計で設定した規模でございます。また、その後、18年度に広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画をつくりましたときに、その計画をつくる前提として、16年、17年度の予想値と実績値を比較してみましてどうだったかということを検証してみました。その結果、1%くらいしかごみ量も変動していないということでございまして、これはご報告を申し上げたとおりでございます。その16年度、17年度に加えて、18年度の実績でもごみ量を比較をしてみました結果、過去、16年度、3年間においてごみ量の計画値ですね、一般廃棄物処理基本計画の計画値と実績値の違いは1%、少し減っているという程度です。この1%は非常に小さい値だというふうに考えていますので、これらごみ処理施設の施設規模を現時点で見直す必要はないというふうに考えております。

なお、ごみ量につきましては、今、議員申されましたように、19年10月から豊岡清掃センターでプラスチック系のごみの受け入れをしないということになりまして、前年あるいは前々年の同月に比べましても10%を超える量の減量が起きてきているということですので、それらを今後十分勘案していきたいというふうに考えています。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 二次評価項目についてお尋ねの部分でございますけれども、先ほど古谷議員の方のご質問に対して管理者の方がご答弁させていただきましたけれども、候補地区の理解度及び受容度及び概略造成工事等の建設工事に関する評価などを評価されるというふうなことを事務局としてはご提案申し上げて、具体的な内容につきましては、2月19日に開催されます第6回の選定委員会の中で議論されるものであるというふうに考えております。

それから、選定地域の範囲ということで、計画収集ごみと汚泥量で重心を出して、その範囲から決めているけれども、事業系、直接搬入ごみを考慮しなくていいのかということのご指摘でございますけれども、北但地域における事業系のごみの平成25年度予測量は1万9,790トン/年でございます。市町別に見ますと豊岡市が1万5,276トン、香美町が2,985トン、新温泉町が1,529トンというふうに推計いたしております。

直接搬入ごみと家庭系のごみ、計画収集ごみ・汚泥合わせた重心をしました結果、当初、計画収集ごみと汚泥の重心であった場所、これ矢次山付近にありましたけれども、東南東方向に約900メートル移動する結果となりました。その結果によりまして、直接搬入ごみと家庭系ごみを合わせたごみ重心は、当初計画しておりました福田交差点により近い位置が重心となるというふうなことで、現

在設定しております選定範囲が妥当だというふうに考えております。

それから、面積要件の部分で、施設余裕の部分は管理者の方からご答弁させていただきましたけれども、3ヘクタール以上という設定の考え方でございます。前回の候補地の選定の際には、敷地面積を4ヘクタール程度といたしましたが、これは平成13年度に策定しました北但地域ごみ・汚泥処理基本計画で算出した諸元、焼却炉規模が236トン、リサイクルプラザ施設規模が73トンということと、溶融炉も併設しとったというふうな計画でございました。その結果、処理施設が5,000平米、リサイクルプラザが2,700平米ぐらい想定できるということで、必要な面積を4ヘクタール程度といたしておりました。その後、平成16年、17年度に策定しましたごみ処理基本計画で推計ごみ量の見直しを行いました結果、焼却炉規模は現在の174トン、リサイクルセンター規模が37トンというふうに縮小されました。また、溶融も外部に委託することになりまして、それは近年建設されました全国的な同規模の施設でも約3ヘクタール程度ということに相なっておりますので、今回、3ヘクタール以上ということで設定をさせていただきました。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 3番青山議員。

青山憲司議員 まず、施設候補地の選定について、一次選定地区の反応ということでお伺いしましたが、特に希望、手を挙げてという候補地以外の地区については、初めて聞いたときには、どういう基準で決まったんだろうなというふうな区長さんの思いはあったかというふうに思いますが、ただ、今回のこの選定方式、5カ所を選定されたわけですけども、その選定の結果を見ますと、やはり環境が全然違うわけですよ、それぞれに。1カ所は市有地であるとか、あと2カ所は手を挙げられた、希望も含めて、地元の希望もあると。あと2カ所については、こちらが一方的に直接決定方式のような方式で選んだということでありまして、そうして考えると、例えば項目設定をして、こちらがこの場所が適地だというふうに選定委員会がされたところについての温度差ですね。市有地であるとか、あるいは希望地というんですか、との温度差というのは相当あると思うんですが、1カ所に絞るまでに、その選定委員会が、例えば項目建てをして選定した地区に対してどういうアクションをとられるのか。ほかの3カ所はもう既に条件を、大きなハードルを乗り越えたところにあるわけですよ、3カ所は。ところが、2カ所は、項目を設定して適地だよというふうに言って公表した状態ですから、まだ越えなければならない高いハードルがあるというふうに思うわけですが、そのときに、選定委員会の方で地元に対してどういうアクションをとられるのか、あるいは組合としてどういうアクションをとっていくのか。この点については、今の段階でどのようにお考えなのでしょうか。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） これは、先ほどの古谷議員さんにもお答えをしたとおりでございます、まず説明をさせてくださいということで、役員会でも結構です、全区民を集めていただいても結構です、とにかくどういう施設をつくらうとしているのかということとをまずご理解をしていただくということ。それから、あわせてどういう経過でそこが選ばれたのか、この経過についてもしっかり説明をさせていただきたいということ。さらには、振興計画というものも基本的にこういうぐあい

考えておりますということも理解を求めると。この3点について説明会をさせていただきますと、こういうぐあいをお願いをしまして、現時点、先ほど申しましたような集落につきましては、既に終えておるところでございます。

そしてさらに、現実にどのような施設が現在の施設なのか、最近つくられた施設はどのようなものなのかということを見に現に見ていただこうと、こういうことで、理解をしていただいたその上で判断をそれぞれ求めていくということで、まず何よりも物を知っていただくと、それから我々の考えをご理解をいただくということに努めていきたいと、こういうぐあいに思っております。

議長（綿貫祥一） 3番青山議員。

青山憲司議員 二次評価の内容についてお尋ねをしたわけですが、候補地の理解度あるいは受容度という大変抽象的な評価項目になっておるわけですね。この候補地の理解度、受容度という点では、その2カ所については、伊賀谷、それから辻地区については、相当前倒して地元の合意も、合意というんですか、形成も既にされているような状況をお聞きするわけでありますけれども、そういう意味では、組合と選定委員会のかかわりというところで、候補地を1つに絞る場合に、例えば施設の設置場所としては、項目建てをして選んだ2カ所については最適ではあるけれども、ほかの3カ所も一方で保険的な要素いって語弊があるかもしれませんが、なっていくというふうな考え方にとられるのではないかなというふうに思うんですね。施設の場所としては、口小野・袴狭、あるいは森本・坊岡が最適地だということであれば、そちらに重点を置いた説明なり、あるいは取り組みになっていくのではないかなと思うんですが、その選定委員会として1カ所に選定をしていくということでありますけれども、その場合、組合の思いと、その選定委員会が出された結果が違うということはまずないと思うんですけれども、そのあたりの二次評価の選定項目ですね、理解度、受容度という点では、どういうふうに具体的に評価をされていくのか。その点を再度確認をしておきたいと思うんですが。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 地元の理解度、受容度の評価指標はどう求めるのかというお尋ねの部分でございますけれども、実は第7回、第8回ということで、2月の26日、27日を予定をしているわけですが、5候補地8地区の皆さんに委員会としてお越しいただいて、1月28日決定された以降、地元の状況、あるいは地権者さんからの状況等をある程度把握されている部分もあろうかと思えます。その時点で知り得る情報等をお聞きして、特に反対運動が起こっているのかどうか、不売宣言されているような方がおられるのかというような具体的なことがあろうかと思えますけれども、そういうふうな内容をご判断して、そういう部分での評価になるのではないかなと。目的としてそういう日にちが設定してあるのではないかなというふうに私どもの方としては解釈いたしておるところでございます。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 26、27、今、参事が申しましたような趣旨で区長さんにはお願いをしておりますけれども、区長さんとしても、非常にその発言には責任を伴う意味合いが強うございます。そ

ということで、これはあくまでもお話をしていただける範囲内に限りということで区長さん方にはお願いをしておりますので、それをしっかりそのまま、なかなか、受け取れるかどうかということについては、我々まだ判断が難しい部分があるかと思えますけれども、一つの接触という意味合いでそういう場を考えているということでございます。

議長（綿貫祥一） 3番青山議員。

青山憲司議員 その時点でも、地区の理解度ですとか受容度をまたお聞きをした上で判断をしたいということだというふうに受け取ってもよろしいでしょうか。

それで、以前上郷での選定の際に、管理者みずからが地元合意をなしにして環境影響調査に入らないというふうなこともおっしゃっておられました。今回、選定委員会において候補地を1カ所に絞った場合、そういった地元地区を呼んでいろいろヒアリングをされるということでもありますけれども、では、どういう段階で管理者は、例えばこの候補地として選定された1カ所がどういう状況になったときにそれでよしとするのか、あるいは選定委員会の判断によってその1カ所が絞られてきたものについてどういう評価をしようとしているのか、その点、管理者の現状のお考えをお聞きをしたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 選定委員会において1カ所に選定がなされれば、基本的に管理者としてはそれを尊重するというところだろうというふうに思います。ただ、当然その選定委員会自体が選定される前に、事務局とのさまざまなやりとりがあるわけですから、その意味では、大きく違ったような結論というのは出にくいのではないかと考えているところです。

それと、今、2月の26、27での区長のお考えをヒアリングするということを申し上げましたけれども、そこでも、その時点ですぐ決定することはございませんので、その後さらにさまざまな動きが地区の中であることも予想されます。そういった新たな情報といったものが寄せられますと、そのことをまた選定委員会に伝えることも可能でございますので、その辺、ぎりぎりのところまで地域の側での理解度、あるいは受け入れの可能性、そういったものを探りながら、こちら側もみずから判断することになるかと思えますし、それから選定委員会においても判断されることになると、このように思います。

議長（綿貫祥一） 3番青山議員。

青山憲司議員 この候補地というのは、やはり地元の理解、同意が最大の条件といいますが、最低の条件ではないかなというふうに思いますが、一方で二次評価の項目に上がっています概略造成図による建設工事というのがあるわけですね。これちょっとどういう内容か具体的にお知らせいただきたいと思うわけです。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 概略の造成図による建設工事の評価という項目ですけども、現在5カ所につきまして、2500分の1の図面、以前上郷でもお示したような図面でございますけども、その程度の図面をつくりまして、進入道路の計画、あるいは3ヘクタール以上確保できる敷地造成の

格好、あるいは想定される施設の配置等を盛り込んで、その工事のそれぞれの進入道路あるいは造成工事の概算工事費をつかんでいくというふうな作業でございます。

議長（綿貫祥一） 3番青山議員。

青山憲司議員 では、その概略造成図による条件というのは、何かその項目建てというのはあるのでしょうか。これだけ例えば造成工事費がかかるということで、単に工事費だけを比較されるのか、そのところを再度具体的にお知らせいただきたいと思うわけですが、地形によって全然違いますよね、その造成工事費ももちろん違いますし。そのところで、建設工事そのものは造成してしまえばほとんど変わらないと思うんですけども、そのところの比較対照となる部分ですね、工事費だけで評価されるのか、そのあたりいかがですか。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 具体的に評価項目につきましては、今後選定委員会で議論される項目であろうというふうに思いますけども、現在事務局として準備させていただこうというふうに思っていますのは、先ほど申し上げました内容で資料をつくらせていただきたいというふうに思っています。当然そこには議員ご指摘のような、例えばのり面の高さがどうであるんだとか、橋梁がどういふような格好になっていくんだとか、そんないろんな議論が予想されますけども、それら、どういふふうに評価されるかは今後の選定委員会の中での議論だというふうに受けとめております。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 3番青山議員。

青山憲司議員 それから、地域振興計画と事業費ということで先ほどお尋ねしましたところ、そういった地域振興計画に係る財政的なものというんですか、そういったものは今回の評価には加味しないよということでありました。

私が直観的に地域振興計画を見まして感じたのは、やはりその地域に施設を持っていくということで、一方でその地区の方々は、地域振興計画のメニューを見て、大変多くのメニューの中から、またいろいろと地区の中で議論をされながら、こういったものを要望していこうとか、あるいは地域活性化のためにこういったことをお願いしようというふうなことがされると思うわけですが、特に地域振興策の中で雇用対策についても書いてあるわけですね。例えば施設、リサイクルセンターですとか、あるいは中間処理施設において雇用を図るような考え方も示されておるわけですが、その施設の寿命といいますが、耐用年数が約20年と言われる中で、いつまでもそこにいられるかということになると、やはり当初その施設に働き場所が確保できたとしても、じゃ20年後はどうなるんだと。この20年というのが一般的に考えて、今の現状、社会の中で長いと言われればそうかもわかりませんが、そういったところで、施設がなくなったときのそういう地域振興策の補償的な考え方というのは、やっぱりある程度担保していく必要があるのではないかなと、地区にとっても、いふふうに思いますけども、現段階でそこまで考えておられるのかおられないのか、ちょっとそのあたりも確認をしておきたいなというふうに思います。

やはり過去において、例えば管理者も、20年後にここにおられるということは、ちょっとわかり

ませんけれども、一般的に考えればないのではないかなというふうに思うわけですが、そのときに、そういった地域との約束事ですね、合意書ですとか協定書、そういったものを本当に担保できるだけの体力がこの組合にあって、あるいはやっぱりしていかなければならないという思いは当然あると思うんですけれども、そういったことを地区に対してどうアクションを起こしていくのか、その点について今お考えがあればお聞かせいただきたいと思うんですが。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まずその前に、20年かどうかというのは、新たに施設をつくるに当たって、より長寿命化を図るような適切な維持管理を計画的にやりながら、延ばすということをまずやる必要があるかと思います。

その上でありますけれども、現実に施設を運営する場に地元雇用しましょうというときに、運営の必要性がなくなれば雇用の場がなくなるのは当然でありますので、むしろそのことを前提に地区の側にお話をする必要がある。お互いにそのことは納得した上で議論を進める必要があるかと思っております。

ただ、その場合に、実際には地元雇用だけの問題ではありませんで、DBOという方式でやるうとしておりますけども、その場合にはSPC、特別に、まさにその施設の維持管理のためだけの目的の会社ができるわけですが、その会社自体が必要性が存続の根拠を失ってしまいますので、その時点で雇われている人たちをどうするかというのは、これは通常の場合が解散する場合、あるいは倒産した場合、そういった消滅する場合のいわば雇用をどうするかということと同じ問題であろうかと、このように思います。

議長（綿貫祥一） 3番青山議員。

青山憲司議員 ぜひこれは、条件闘争というんですか、地域の振興計画を地元に入ってお話をされる際に、いいことばかりではないと、将来的なことも含めて、こうなりますよ、ああなりますよということをぜひ地域の皆さんに十分知っていただいて、例えば財政的にもこういう状態だということも、厳しい状態であるということも含めて言っていただきたいと思っておりますし、メニューがたくさんあるから、そして無尽蔵にそういった財源があるというふうな考え方を決してお持ちにならないように、こちらの側からそういったことを言う必要も私はあるかと思っておりますので、その点をよろしく願いしたいと思います。

それから、基本要件につきましては、事業系のごみですね、直接搬入ごみが、先ほど申し上げましたように、当初、ちょっと私の方が調べましたのが平成11年、直接搬入ごみが、これは北但地域のごみですが、37.2%、そして家庭系のごみが62.8%であったものが、平成18年には直接搬入ごみが47%、家庭系のごみが53%。事業系のごみがすごく、全体の量は減っているんですけども、比率として直接搬入ごみがふえてきているという状況でございます。福田区をごみの重心点として出されたわけでありまして、これは要するに家庭系ごみだけの評価でありますので、事業系のごみについては先ほどお聞きしたわけですが、今後事業系のごみについての取り組みというのは、それぞれ各自治体でも考えておられると思うわけですが、この評価というのはやっぱり公表をすべ

きではないかと思うんですね。その考え方というんですか、この重心点、あるいはこのエリアですね。エリアを決める際に、この事業系のごみはこう評価しましたということ公表すべきだと思うんですけども、いかがですか。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 重心を決めた、15キ口を決めた時点では、今おっしゃいますような事業系を加味して重心を決めて15キ口の範囲を決めたわけではございません。やっぱり計画収集ごみの観点からああいうものを決めてまいりました。それで、今回青山議員のご指摘、ご質問の趣旨を受けて、再度点検をしてみたということでございます。きょうのこの議会の議事録というのは当然公開をいたしますので、そういう部分での公表といえますか、決して、事業系のことを考えても大きな重心の移動はなかったということは周知できるというぐあいに思っております。

議長（綿貫祥一） 3番青山議員。

青山憲司議員 今度の施設というのは、家庭系のごみだけでなくして、やっぱり事業系の産業廃棄物も一般廃棄物については受け入れるということで設備の設計がされていますので、そういったことも含めて、やはり施設の適地については同じようにそのことも加味して設計、適地を選定すべきではないかなというふうに思いましたので、一言だけちょっと申し上げました。

それから、施設の規模についてでありますけれども、先ほど課長の方からお示しがありましたが、1%程度の減量と。これは平成16年、17年と比べてということではありますが、私が資料としていただきました豊岡市のごみだけをちょっと見ましても、平成17年度と平成18年度、それから平成19年度、直近のデータを比較してみますと、平成17年と平成19年現在の比較が大体91.3%、平成18年対平成19年の比較で91.1%、約10%減っております。それから、10月から事業系プラごみを徹底して減らすという取り組みをされておりますけども、この10月から1月までのデータを比較しますと、17年対19年が86.85%、18年対19年が85.33%と、約15%減ってきているわけですね。特にこれは今の豊岡市のごみだけでありますけれども、北但清掃センターに持ち込まれるごみでありますけども。そうして約、ここ直近で17年とことし19年を比較しても、18年と19年を比較しても、大方十四、五%のごみの減量化が図られているということでもあります。そうすると、但馬、北但全域のそういったごみの減り方を考えると、今174トンで計画されていますこの施設、これが約150トンあればいいんではないかなというふうな、単純な計算ですけどね、これは。ということになります。

こういった施設の規模を決めるときに、例えば150トンと174トンいったら24トン、その建設に係る総額をトン単位で出しますと、相当な建設費用も減ってくるというふうに思うわけではありますが、こういったデータの実態というのは把握されていないんでしょうか。それとも、今後見直す時期も含めて、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今、議員おっしゃいますように、17年、18年、19年度のごみ量の比較で見ますと、先ほどおっしゃいますように、私のはじき出した分では約十三、四%、量が19年度の10月以降は減っているということは事実でございます。

先ほど私が最初の答弁で申し上げましたのは、一般廃棄物処理基本計画を定めた16年、17年度のときの推計値でごみ量を174トンで出し、これについて一般ごみ・汚泥の基本計画をつくりました18年度のときに、一廃計画の計画値と実績値が違わないかということを確認した結果、1%ほど少なかったので、現段階では施設規模を見直すほどのことではないというご説明をいたしました。しかし、19年度のごみ量をこれから、まだ19年度は2月、3月とこれからまとめていきますので入っていませんので、これらを加味した結果、恐らく減量なった分だけ減ってくるということです。

この数値を、これからどの時点で施設規模を見直すかということですが、施設規模を見直すのは、建設、DBOでいいます事業者選定をことしと来年でいたしますが、そのときに事業者に1日のごみ処理量を提示しまして、その量を幾らの規模設定で処理しますかということを集めますので、一般的にいいます仕様書、すなわち要求水準書をつくる、この段階で今の19年度等、ごみの減った状況を最終的に見直して、そして確定して事業者選定をしていきたいということです。

ちなみに、施設規模の決め方は、一般廃棄物処理基本計画の一番最後に書いておりますが、1日当たりのごみ量、割ることの365分の現在280日という、280日で割りまして、これは0.77になるかと思いますが、割ることの調整率の0.96、この計算で出しますので、ごみ量が減れば減る、また、実稼働日数が365分の例えば300日やろうとなれば、提案者は規模が減ってくると、こういうことになりますので、ごみ量と稼働日数、こういうことがございますが、いずれにしろ見直しの時期は、要求水準書をつくって事業者募集する、この段階で最終的に決めるということでございます。

議長（綿貫祥一） 3番青山議員。

青山憲司議員 施設規模の見直しについては、ぜひ早急にといいますか、ある時期をにらんでやっていただきたいと思います。

これは、平成18年の3月に豊岡市、香美町、新温泉町、それから北但行政事務組合で循環型社会形成推進地域計画というのを策定をされています。これも国の補助ですか、そういったものをいただくための一つの資料だというふうに思うわけですが、この中でも、平成25年度を平成15年度と比較して、事業系、家庭系の排出量、ごみですね、普通の、受け入れのごみを5.2%減らすというふうな計画がなされております。これは平成18年度ですけども。ことし平成20年度、わずか2年しかたっていないんですけども、その目標値である4万9,337トンに大方達するというふうな見込みであります。ところが、これ平成25年ですから、まだ今から5年ほど先の話でありますので、今回、豊岡市でとられたそういった事業系のプラごみの取り扱い一つをとってみても、ごみの減量化というのはすごく図られるという効果が十分わかったということでもありますので、香美町、新温泉町におきましても、これから循環型社会の地域計画そのものを、つくってわずか2年ではありますけれども、順次その見直しをしていく必要があるのではないかというふうに思います。最適な施設ということで、できるだけ施設規模は小さく、そして財政的にも余裕がないわけありますので、そういったことも含めて適切な施設規模をぜひ割り出していただいて、地域振興計画もしっかりと果たしていただけるような施設を望んでおります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（綿貫祥一） 以上で青山憲司議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時40分。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、17番村岡峰男議員。

村岡峰男議員 17番の村岡です。17年4月の豊岡市と5町の合併前に、私は比較的長くこの北但行政事務組合の議員として議論に参加をしてまいりました。以来、久しぶりの組合議員となりました。

思い返しますと、15年、16年当時、岩井の事務所2階の議場では、1つには、北但1市10町での広域ごみの処理についての是非をめぐっての議論が、また2つには、新施設の処理方法が、当時ガス化溶融炉の是非が、さらには建設と運営をめぐってはPFI方式の是非が大きな論点であったと記憶をしています。建設場所については、4カ所の候補地エリア発表から、絞り込みがされて上郷が最適と地元へ報告、あいさつは16年6月であったと記憶をしています。以来3年余りの期間は、専ら上郷との交渉が続けられてきました。上郷住民には、この間、大変なご苦勞をかけたこととなります。住民は学習を重ねられ、村を二分する議論は、ともすれば区民同士の不信感と対立を生み、区行政に大きな影響をもたらしたと思います。

幾度かの区民総会や各種会合で、施設を受け入れることはできないとされた理由は幾つかあると思いますが、その一つに、なぜ、当時ですね、温泉町や浜坂など但馬の西から北但全域のごみ・汚泥を処理を受けなければならないのかという広域化に対する疑問もあったと思いますが、昨年7月、上郷断念後に設置をされた広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会は、評価項目の中に住宅への近接状況や施設の可視の度合い、また、過去の同施設の設置状況など、上郷の教訓らしきものが見られますが、資料を見る限り、広域化については、広域化を白紙に戻せますか、白紙に戻すことはできませんとして、4つの理由が明記をされており、全く議論もされていないように見受けられますが、どうでしょうか。既に決まったことだ。これだけで、建設後20年以上、住民の利便性と地域経済にも、また地球環境にも影響する問題を、議論もしないで済ますことはできないというふうに思いますが、いかがでしょうか、お伺いをして第1回の質問といたします。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 村岡議員が一体これまで何をしておられたのか、自分で自分に疑問出されているようなご質問だというふうにお聞きをいたしました。既に議論は尽くされております。しかも手続はすべて済んでおりまして、議員のご所属の豊岡市議会でも広域化については合意を得て、村岡議員が賛成されたのか反対されたのかよく覚えておりませんが、しかしながら、豊岡市議会としての正式の意思は既に決定をされております。他の2町についても同様でございます。したがって、もちろんなぜ広域化なのかということについてのご質問をいただければお答えはいたしますけれども、決定するための議論としては、もう全く時期を失っている、このように思います。

また、選定委員会は、この3つの市町でつくる施設について、どの場所がいいかを選定するというところでございますので、その前提条件について選定委員会に議論していただくということにはなっていない。これもむしろ当然のことであると、このように思います。以上です。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 市長からはそういう答弁が返ってくるだろうなあとある程度予測をしています。しかし、まだ施設はつくられたわけじゃない。今、先ほども言いましたように、つくってしまったら20年間そこに言ってみれば住民がお世話になるわけですから、この問題を言えるのはもう今しかないなという決意を込めて、決意をして質問をしておりますので、後々の質問にもご答弁を願いたいと思います。

資料をいろいろいただきまして、目を通させてもらっているわけですが、まず、広域化でトータルで38億円経費は縮減するんだというのが、この大きな字で書かれています。この38億円安くなるというわけですが、この中で収集運搬費については12億5,000万円高くなる。トータルで38億なわけですが、この収集運搬費というのは、いわゆる計画収集、市町が負担をしてその施設まで持ち込むという、この計画収集分であろうというふうに思うわけですが、そうでしょうか。確認をしておきたいと思います。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） おっしゃいますように、1市2町でどういうぐあいに収集運搬費が増加するのかということを試算をいたしました。私どもが持っておりますデータと申しますのは、計画収集部分のみでございまして、特に香美、新温泉の両町から遠方になるということで、どれだけそこに費用が上乗せになるかということを経算したものでございまして、おっしゃるとおりの計画収集ごみに係る部分でございます。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 20年間で12億5,000万円ですから、年間大体六千二、三百万円、月にしたら500万円程度のプラスになるということになるんですね、単純に計算すると。これが、今確認をしましたように、いわゆる計画収集と呼ばれる市町が責任を持って収集をし運搬をするごみだと。

資料をいただきまして、計画収集以外の市民が持ち込む、あるいは許可業者が持ち込むごみについては、この収集運搬費には含まれてないわけですから、どの程度あるのかということを経算をいたしました。それを見ますと、現在の豊岡市にある施設の場合では、全体ごみ量の42%だと。それから香美町にある施設の場合で40%を占めます。新温泉の場合で25%なわけですね。40%あるいは25%の香美町、新温泉にとっては、これは豊岡市の施設、新豊岡市の住民以上にこの問題については検討を加えなきゃならないことではないのかなというふうに思います。

そこで、その中でも特に大変だなというふうに思うのは、香美町、新温泉町の施設の場合、住民が直接持ち込む、許可業者でなくて住民が直接持ち込むごみが99%なんですね。計画収集以外のごみ量のうち、住民が直接施設に持ち込む量が、新温泉で99%、あるいは香美町にあっても96%は住民が直接、収集業者に依頼をしないで持ち込んでいるというふうに、この資料では読み取れるわけ

です。この持ち込まれている皆さんの量、あるいは声というのは、今現在、もう決めたから、もう決めちゃったんだから、どんな数字があろうと、これはもうしんしゃくしないということなわけでしょうか。私はこの数字というのはばかにならないと。

ついでに言いますと、新温泉のある商売の方に聞きました。毎日自分で持ち込んでいる。もしこれが一本化されて広域になって豊岡のどっかになった場合、とてもじゃないけど毎日行けないと。あるいは業者に頼んだらそれだけ費用がかかると。それでなくてもこの景気で大変なのに、ごみの処理で新たな経費が生まれるなんてことは考えてもいない、それは大変なことですよという声を聞くんですね。そういう声は、もう決めたことだから、何を今さら言っとるんだというふうなことなんでしょうか、お尋ねしておきます。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 議論としては、もう先ほど申し上げたとおりです。方向は既に正式に決定をされていて、それを実現するための作業を私たちはやっているということでございます。

もちろん、言われているように、事業者の方がみずから持ち込まれている廃棄物について、その事業者に近いところに施設があれば、その方々は得だということは理論上わかります。しかしながら他方で、この3つを1つにすることによって38億円、計算上浮いてくる。これは補助金とか交付金とかすべて除いた後のむき出しの負担額でありますけれども、これだけのものが、いわば家庭から出てくるごみの処理についてこれだけ浮いてくる、こういうことでございますので、どちらを優先するのか。市町の行政が責任を負っておりますのは、各家庭から出てくる一般廃棄物をどのように処理するかということでございまして、その処理について、市民や町民の皆さんからいただいている税を投入しているわけでありますから、ここの負担をどれだけ軽くするかというのが、これが最も私たちにとっては、市町行政の立場からいきますと重要なことでありますので、そのことでもって今回のような方向が出てきていると、まずこのことをご理解いただきたいと思います。

加えまして、事業者は本来その事業活動に伴って生じた廃棄物のみずからの責任において処理をしなければいけないということは、法的に課せられております。したがって、今回の私たちの今の事業のとおりになりますと、言われるように新温泉あるいは香美町等の事業者の負担は確かにふえるだろうと思っておりますけれども、私たちが期待いたしておりますのは、むしろそのことがプレッシャーになってごみの減量化にぜひつなげていただきたい、このように考えているところです。

例えば、先ほど青山議員のご質問の中でも、豊岡地区において事業系のごみが減ってきているというご紹介いただきましたけれども、これも、プラスチックは持ち込みを認めないという非常に厳しい対応をとったところ減ってきている。事業者は大変な状況だったと思っておりますけれども、コストを下げするために必死になって分別をしてリサイクルに回すというような、いわば自衛策をとった結果、減ってきている。したがって、ごみ処理に関しては、そのごみのコストが上がるということは、その時点はもちろんマイナスの面を持つわけでありますけれども、むしろ世の中の方向性としては、ごみ処理ということに対してプレッシャーを与えて、むしろハードルを少しでも高くして、そのことでもっていかにごみを減らしていくかということが、その全体の方向性としては必要な

ではないかというふうに私としては考えております。

したがって、繰り返しになりますけれども、家庭系のごみをいかに市民・町民負担を軽くして処理をするか。その結果として、もちろん費用負担がふえる方があると思いますけれども、そのことについては、ぜひそこはご辛抱いただきたい。これが私たちの基本的な立場です。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 行政として新たに施設を建設する。これはできるだけ公平でなければならないということもあるわけですが、同時に、やっぱりできるだけ市民負担を少なくするというのも、この計画段階ではなければならないと私は思います。だから、今、管理者が言われたように、行政の立場としては処理に責任を持つ、持ってこられたものに責任持ちますと。同時に、税を使ってするんだからできるだけ経費を抑えろと。これもわかります。しかし、一方で私どもは議員の立場からするならば、市民の負担が、これまた低くあってほしいというのが、私は、当然のことだというふうに私自身は思っています。

ですから、その立場で質問もするわけですが、私は、例えば豊岡市のある食堂経営者、小さな、家族2人でやっている、夫婦でね。今は近いから自分で持ち込んで、月の負担が大体1,000円もあつたら何とか、持ち込みですからね、月々払うのは1,000円ぐらいでいけるんだけど、持っていけない、車がなかったら、収集業者に契約をすると月1万5,000円かかるというんですね。これはもう大変ですと。だから何とか自分で頑張って、ごみも減らして、あるいはまとめて、行く回数も減らして努力をしているんだと。自分の経営を守っていくためにさまざまな努力をみんなしているわけですね。そのときに、先ほど新温泉の話をしましたけれども、今、管理者の方は、プレッシャーとなって減量になることが大事だと。私はそれは、遠くなれば、あるいは負担がかかれば、プレッシャーになって、ごみの量は減らさざるを得ないというよりも、減る努力はされるでしょう。しかし、努力はするけども、やっぱりごみがゼロになるわけじゃないんですね。ですから、ここの観点というのは、私はしっかり持っておかなきゃならない。ましてや20年間続くわけですから、今改めてしっかりこのことも私は議論も、今しかできないからしておきたいなということを思うんです。

とりわけ新温泉なり香美町の皆さんが、当初平成22年、あるいは予定どおりいったら25年ですね。施設ができれば、直接今度は持っていかなきゃならないということについての認識が、私はまだまだ十分に知らされていないように思えてならないんです。聞いたら、みんな、へっというふうに言われる。広域化になって一本になるということは頭の中である程度聞いても、そのことが具体的に自分の理解として、形として見えてないんですね。ですから、形として見えたときに、大変な問題というよりも、えっというね、異様な驚きが私は町民を襲うような気がしてなりません。今からというより、もう決められた段階から、施設ができたらこうなりますよということを、もっと徹底なりPRが必要ではないかなということも一方では思います。

議長（綿貫祥一） 発言中ですが、正午を過ぎますが、議事進行の都合上、延長いたしますので、ご了承願います。

どうぞ発言続行してください。

村岡峰男議員 議事進行にできるだけ協力をしたい。

さらに、ダイオキシンの問題が、一本化する、広域化する大きな原因だと。24時間連続運転をすることによって、ダイオキシンの発生を抑えるんだということなわけですが、現時点ではそれぞれバグフィルターをつけてダイオキシンを除去しています。今度新施設は24時間連続運転ですから、バグフィルターのような除去施設は要らないということなのか、いやいや要るんだと、これまでと同じように要るんですよということなんでしょうか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） その前のご質問にちょっとお答えしたいと思いますが、議員の言われているような論点があることはもちろんでありますけれども、もし議員が言われているように、事業者の持ち込みの費用を今のように維持するためにすべきだとおっしゃっているのであれば、逆に市民、町民全体の38億安くなるものを、わざわざ負担を上げて、そのことによって事業者の利益を守れという、こういう主張になります。この2つの両方を守ることは、両立は基本的に不可能でありますから、したがって、村岡議員も覚悟を決めて、どういう主張をされるのか、ぜひまたご意見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

私たちの考え方は、家庭から出てくるごみを処理をしなければいけないという責務を負っている。そのために毎年毎年市民、町民の税負担をいただいている。ここをできるだけ安くしなければいけない。このことを原則にして広域化ということを考えて。もちろんそのことによって事業者の方々の費用負担はふえるということはあるでしょうけれども、大筋の考え方としては、私たちは間違っていないと、このように考えているところです。したがって、そこから出てくる問題については、もう自衛策をとっていただくということを切にお願いをすると、こういうことになろうかというふうに私としては考えているところです。

もちろんPRをしっかりとすることは、これは大変大切なことですので、今後ともそこは1市2町とも努力をしてみたいというふうに思います。

それから、ダイオキシンのつきまして、バグフィルターは現在24時間運転をしている岩井でもつけておりますので、そこは村岡議員もよくご存じのとおりだろうというふうに思います。24時間運転によってゼロになるわけではございません。今でも2カ月から3カ月、3カ月くらい連続運転をするわけですが、その間に1度は電源を入れて電源を切るという行為がございますので、必ずその段階でダイオキシンの発生をいたします。あるいは排気自体が炉から出て、さらに煙突から出ていく間、出ていくと今度は常温に下がるわけでありますから、その間に当然のことながら温度変化がございますので、ダイオキシンはゼロにはならない、必ず発生をする。まず発生自体を極力抑える、これが24時間の連続運転であります。それでもなおかつ出てくるものについて、途中で捕捉をする、つかまえて外に出さないということでありますから、この基本は新しい施設においても変わらない、このようにご理解いただきたいと思います。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 広域化を白紙に戻せますかという問いをして、戻せない。その中の第1の理由はダイ

オキシナンですね。だから、広域化することによって、24時間連続運転することによって、ダイオキシンは密接不可分。もっと言うならば、施設は要るんだと。別に現在の8時間運転休むでもやっぱり要りますと。ですから、削減にはなるけども、広域化の戻せない理由になるのかなという思いがいたします。

それから、今さらという問題をあえて言われながら質問もしておるわけですけども、もう一つあえて言いますと、私は豊岡市の出身議員であり豊岡市の住民ですから、香美町や新温泉の方に向かってどうだというのは大変失礼なことだし、そんなことは言えないんですが、この議論決まるまでに、現美方郡で2つあるのを1つというような案というのは、議論はなかったのかなと。そんなもんは全然論外ですと。何せ3つを1つということしか私は聞いてきませんでしたから、そんな思いも一方ではいたします。

ダイオキシンのについては、そういうことで今答弁いただきましたので、よしとするわけじゃないんですが、そういう思いを持ちながらおります。ですから、戻せない理由には当たらないということ。

それから、もう一つ、通告であえて地球環境ということを書きました。これは1つにすることによって温暖化に効果があるのかないのかというね。私は車が吐き出す排気ガス、遠距離を走るだけ、それだけ排気ガスがふえます。この問題についても、やっぱり今改めて一度は議論はしておくべきじゃないかな。この広域化、一本化が決められた時点から見ると、今、地球温暖化問題というのは、住民のというか、地球に住んでいる人間の大きな関心になっているわけです。それだけに、この但馬でも、新たにつくる施設でこの問題についてはどうなのかなと。やっぱりこれこそ、一度壊した地球というのは戻りませんから、あるいは戻すのに壊すエネルギーの何十倍、何百倍というエネルギーが要ります。そういう観点からも検討が要するというふうに思うわけですが、その点ではどうでしょうか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、ダイオキシンは戻せない理由なのかという質問が、設定自体、私は間違っているのではないかと思います。なぜ、広域化をすればダイオキシンをより削られるのに、それを戻すことを考えなければいけないのか。その論拠をお示しにならずに、戻せないのかどうかといった議論をなされるというのは、これは現実的にはおかしな議論ではないかというふうに思います。かねてから私自身が非常に強く疑問に思っておりますのは、なぜ、ばらばらにするよりも1つにした方がダイオキシンの削減できて、あれだけ世間を騒がして皆さんが心配しているダイオキシンの対して効果が出るのだから、それをわざわざそうでない方向を主張される方があるというのが実に不思議でございまして、またぜひその、これをわざわざふやさなければいけない理由はどこにあるのか、お聞かせいただければ大変ありがたいと思いながらご意見を拝聴しておりました。

それから、地球温暖化対策についても、もちろんこれは大変大切な問題であります。これを3つを1つにすることによって、当然のことながら車の走る距離がふえますから、これをガソリン車、あるいは現在のような軽油でもって走らせている限りは、確かにCO₂の発生量はその部分ではふえ

ます。したがって、ばらばらにする場合よりも、運送に関していえばCO₂は発生はふえます。

他方で、施設を3つ別々につくりますと、施設の総合計は大きくなります。したがって、例えばコンクリートの使用量はふえます。セメントは、これは生成過程上必ずCO₂が発生をいたします。したがって、建設について、建設時に発生するCO₂は、むしろ3つばらばらにする方が、これは造成のことから踏まえましてもふえるだろうというふうに思われます。

さらに、3つばらばらにありますが、実は熱回収の効率は非常に悪くなりますので、今回1つにした大きな理由は3つあるわけですが、その1つの理由が、エネルギーの効率的な利用ということでございます。再利用と言っているかと思えます。したがって、この点からいきますと、電気の新たな消費量が熱等を利用することによって減りますので、この点からいくと、3つをばらばらにするよりも、1つにした方がむしろCO₂の発生量は減るということが言えるのではないかと思います。

また、さらにでありますけれども、そもそもごみの減量化をするということは大変大切でありまして、特に木材なんかの場合には、カーボンフリーということで、燃やしたとしても地球温暖化対策にはプラスでもマイナスでもないということになっておりますけれども、例えばプラスチック製品を燃やしますと、当然のことながら石油は燃えるわけでありましてからCO₂はふえる。先ほどの議論とも絡むんでありますけれども、もし事業者の方が、距離が遠くなることによって、何とかこれを減らそうとして分別をされる。あるいはプラスチックではなくって別のもので、再利用可能なもので商品を例えばラッピングされることになれば、この分はむしろごみの減量化につながってCO₂は減るというようなことはあるかと思えます。したがって、ふえる要素、減る要素、さまざまにございますので、一概に1つにしたらCO₂の発生量はふえるということにはならないのではないかとこのように私は思います。

さらに、冒頭申し上げましたように、ガソリン車あるいは軽油で走る車を前提にいたしますともちろんそうなりますけれども、しかしながら、例えば豊岡では既に給食の配せん車は菜種油をてんぷら油として使った後の精製した油、BDFを使っております。恐らくこの方向は、この北但でもさらに広がっていくのではないかと思います。

さらに、自動車メーカーは、次世代の車として燃料電池車を総力を挙げて今その開発を競っているところでありますけれども、これは水素で走るわけでありましてから、この辺が一般化しますと、車はどんなに走ってもCO₂を出さない、こういった時代が必ず参ります。

したがって、施設を1つにするか3つにするかということだけの議論をするのではなくて、私たちは、そこに持ち込む車自体のあり方をどう考えるのか、燃料をどう考えるのか、そのことに力を入れることが私としてはより大切なのではないかと、このように考えているところです。以上です。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 広域化を白紙に戻すことはできませんという理由の第1がダイオキシンなんですね。

私はダイオキシンを減らすことには賛成というよりも、これは出してはならないというふうに思っている。ですから、現在の3つの施設で基本的に非常に低い数値ですね。今でも外気中にダイオキ

シンは出してない。もちろんお金を使っています。ですけども、これからの、車の技術のことを言われましたけども、恐らくこういうダイオキシンについても、あるいは施設の技術ももっともっと進むでしょう。そうすると、1つにすることが、24時間運転だけがダイオキシンの削減ではないように私は思えるんです。だから、ダイオキシンをふやすことにいうのが私は理解できないと管理者言われたけども、そういうふうにとれますかね。私はそうでなくて、ダイオキシンは出してはならないという立場に立っていますし、そのためにこれまでも議論もしてきたと思っています。

それともう一つは、議論の中でも管理者は1つか3つかということしか言われなくて、先ほど言いましたけども、1つか3つかでなくて、1つか2つという議論はこれまでなかったんだろうかなと、私自身も悔やまれるというような言い方をしましたけども、1つか3つかというだけじゃなしに、1つか2つもあったんだろうし、ということ私をあえて申し上げときたいなと思いますし、それから、協力すると言いましたので終わりますけども、最後に、私はいろんなこの資料をいただきながら、経過を見させてもらいながら、苦言を申し上げたいのは、豊岡市の基本構想、10年後の人口は9万と決めています。ところが、この18年につくられた一般廃棄物処理基本計画、ここではまた違うんですね。9万1,000何がしかという数字が出てきます。昨年この議場で、豊岡市の議会ですけども、住宅マスタープランは8万5,000だと。計画によって都合よく人数を10年後の28年、こんなことでいいのかなあ。この計画も、それは基本構想ができる前でしたと言われるでしょうけども、なぜ一本のものができないのかということ私を思います。都合のいいときに肝心の中心になる人口予測が違っていいのかということ私を思います。苦言を申し上げて、質問を終わります。

議長（綿貫祥一） 以上で村岡峰男議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は1時10分。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時10分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、11番古池信幸議員。

古池信幸議員 11番古池です。まず、候補地選定の経過についてお尋ねいたします。

私は、以前から述べてきましたとおり、旧浜坂地域から旧但東町までという広大な地域のごみを1カ所で処理しようとするということについては、合併前の話し合いがあったとはいえ、その後のリサイクルや減量化、資源化の運動、住民の協力、意識の向上、これらにより大きな変化が生まれてきておりますし、これからもその流れは進むと見ております。1カ所という方針は、現施設の延命策を図るということの基本とした方針に転換すべきだと考えております。

1月28日、広域ごみ・汚泥処理施設候補地一次選定の結果についてのお知らせが発表されました。選定に際しての評価項目について、2003年度、平成15年でありますが、の項目にあって、今回項目にないものがあります。第1、自然条件から見た適否、地形の問題について、排ガスの拡散性という問題については今回の評価項目には入っておりません。それから、岩盤についての記述について

も評価項目に入っていない。入っておりますのは、前回なくて新しく入ったのは鳥獣特別保護区があるかないか、この問題については前はなかったんですが、今回は入っております。それから、社会的な条件から見た適否、これについては水道の取水点、これについての評価項目は前回ありましたが、今回は入っていない。

それから、第3にさまざまな法規制の問題、これについては砂防指定地区かどうかということについてはございますが、あとの点ではほとんどないんです。例えば保安林、農業振興地域であるかないか、地すべり危険箇所であるかないか、急傾斜地崩壊危険箇所であるかないか、宅地造成工事規制区域であるかないか、自然公園区域であるかないか、これらについては今回全く入っておりません。それから環境保全の問題、これについても騒音規制、振動規制、悪臭規制、これらについては前回入っていましたが、今回は入っておりません。

第4に周辺に配慮すべき事項、周辺集落、住宅があるかないか、学校、公民館があるかないか、公園があるかないか、これについては同じように評価項目として入っております。しかし入っていないのは、水道の施設があるかないか、下水道の施設があるかないか、これについては入っておりません。それから文化財に及ぼす影響は、これは同じく遺跡の問題、両方に入っております。

それから、過去にごみ処理施設があったかどうかということについては、以前にはその評価項目がなかったんですが、今回は入っております。それから敷地の条件、これは大体同じものが入っております。

ごみの量の重心からの距離、以前は車両の動線という形でどこをどのように車両が通るかというような動線が評価基準とすべきだとして入って入りましたが、今回は5キロ圏内から10キロ圏内ではどうかというふうな評価の仕方が変わっております。

それから、造成工事に関してであります、切り土、盛り土、進入道路、橋梁、幹線からの距離、これらについては同じように入っておりますが、地盤の強度、これに対する期待度、この評価については入っておりません。

以上、かなりの評価項目において新たに加わったのはわずかではありますが、評価から抜けておるといいますか、評価しなくてもいいというんでしょうか、評価に入っていないのはたくさんあるというふうなことをなぜなのかということが私はまず聞きたいわけでありまして。この点まずお尋ねいたしたいと思います。

その結果、前回の2003年の評価では上郷の奈良谷が197点、森尾の1の1が186点、口小野が166点、八代が132点でありました。その全体の評価ではこの森尾が2番目でありまして、上郷に次ぐ評価の地点であったわけでありまして、今回この森尾は一切この23地区の中にも入っていない。口小野、八代は入っておるわけでありまして、森尾が抜けてしまったのはなぜなのか、これについてもお尋ねいたします。

それから、23号台風の復旧、それから治水工事のことに関連いたしまして、円山川から掘削された土砂が小河江・八代地区に残土処分地として豊岡市がその場所に捨ててくださいということで指定したと聞いております。これについて、私は国土交通省と豊岡市がどのような契約を結んでおる

のかということについて資料提供を要求いたしました。資料は出されませんでした。本組合にはその資料なしというふうな答弁でありましたが、私は本組合の構成市町の一つの市である豊岡市の市長がおられるわけでありまして、ぜひ豊岡市の市長にどういう契約で小河江・八代地区に残土の持ち込みを許可されたのですか、協力されたのですかと一言お聞きになれば、私は市長部局からの資料については手に入ったのではないかと思います。大変不親切な対応で残念でございます。

現地を私は見てまいりました。現在工事をやっておりますが、その工事表を見てみますと、第24条工事の標識が出ております。他にも出ておりますけれども、その工事名はのり面埋め立て、ガードレール撤去工事を7月30日まで行うというふうに書かれております。この工事の概要はそういう工事ではよろしいんですか。他の工事の内容があれば、この際お聞かせ願いたいと思います。

それから、その地目について、市は土地を所有しておられるというわけでありまして、その土地の地目はどういう地目になっておられるのかお尋ねいたします。

それと、小河江と八代区の両方の区の方々、この埋め立てについては承知されているのかなと思うわけでありまして、そこをごみ処理施設建設用地として市が考えているというふうなことにについては両地区は合意されているのかどうか、このことについてお尋ねいたしたいと思います。

まず第1回目、以上質問いたします。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 今回は新たな観点から選定するというところでございますので、前回のこの指標が入っているか入っていないかということは余り大した問題ではない、このように考えております。むしろ前回と同じ物差しではかりますと同じ答えが出てくるわけでありまして、にっちもさっちもいなくなるわけでありまして、したがって、これまでの経験も踏まえながら新たな要素を入れたり、あるいは要素を落としたりすることは当然でありまして、したがって違う物差しではかれば前回のときに入ったものが落ちることは当然である。理由は特にない。ないというか、違う物差しではかったから順位が違った、そういうことではないかというふうに私としては思います。

それから、国交省と市の契約については、何か組合が不親切なようなことをおっしゃいましたけれども、議員は市議会の議員でありますから直接に豊岡市当局にされればいいわけでありまして、現時点で国交省と市がどういう契約を結んでいるかについては組合としては特に関心があるわけではございませんので、むしろご自分で市当局にお尋ねになればいかがかと、このように思います。

それから、国交省の工事につきましても、当組合としては特に承知をいたしておりません。お尋ねになりたいのであれば、市当局なり国交省に直接お尋ねになれば済むことではないか、このように思います。

それから、埋め立てについてオーケーかというのも、これまた豊岡市にお聞きいただいたらいいんですが、たまたま私は存じ上げておりますので申し上げますけれども、あの用地を市が買うということで地元で話しましたときに、当然のことながら掘削の残土を埋め立てるということで買いたいということが市から申し入れがなされ、地区がわかりました売りましようとなっておりますので、

埋め立てについては当然地元の了解は得られている。

ごみ処理施設をそこに持っていくことについては、まだ一次選定になったばかりでありますから当然のことながら組合としてもごみ処理施設をあなたのとこ認めてくださいとは言っていないわけありますから、当然のことながらそのことについての了解ははまだ今の段階では得られていない。それは言ったけどもだめなのではなくて、そもそもそういう段階には来ていない、このようにご理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 どうも新たな観点とおっしゃったわけですが、私はあのごみ処理施設という施設建設のこの大もとの事業目的からいえば、新たな観点であろうとどのような観点であろうと評価しなければならないものはやっぱり同じではないのかなと思うわけです。新たに加わるのはいいと思いますよ。削る必要はないと思うわけですが、そのところはいかがなんでしょうか。最低限こういうものは調べなアカンというふうなことを調べてから候補地選定に入っていくという、選定作業の大事な過程の中で評価すべきことはきちっと評価して、点数であらわすという作業に入る。その一番肝心の段階でのものが私は補充というんですか、つけ加えることはいいと思いますが、削ることはよくない。特に削り方が激しいのでね、余りにも多くのものが削られておりますから質問させていただいてるわけがあります。その辺はどうなんでしょう。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 管理者の方から先ほどご答弁させていただきましたですけども、前回は踏襲した形で今回新たな評価項目を設定するという形ではなくて、新たに今回候補地を選定するに当たってどういう基準で設けたらいいのかという観点から選定委員会の方で決定されたということでございますし、その一次評価項目だけで対比を議員はされてましたけども、その前段で今回10項目の除外条件、絞り込むための追加の7項目の条件、それらを踏まえますと、評価に対する視点の部分についておおむねそういうふうな観点から評価されてるもんだというふうに考えております。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 全体の経過から、上郷地区は地区の総会で環境影響評価受け入れないという決議をされましたので、上郷地区を外すということはこれは道義的にもわかります。しかし、他の地区についてはどこもが福田重心15キロ圏内、どこの場所も選定対象地区であるというふうに私は見ておったわけですが、そういうふうなことで新たな観点という言い方をするのではなくて、やっぱり皆関心の高い施設でありますから、ふやすことは当然で減らすことはまかりならなかったのではないかと私は思っております。

そういうことの中で、この森尾地区というのがなぜこの23地点にも入らなかったのか。これはどうなんですか、ここで聞いてわかるお答えが出るのでしょうか。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 森尾の前の候補地につきましては、追加する、絞り込むための7項

目を追加をさせていただきましたけれども、その際に7番目に進入路の整備に際しごみ収集車両の通行で集落内の日常生活等に支障を来し、また物理的に住居移転等の必要が生じる場合ということで、その候補地は23カ所に選ばれなかったということでございます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 次の小河江、八代の残土処分の問題で、もちろん市に聞けばいいわけですが、12月議会で私はこれをそのときには聞くか聞かないかの判断をする資料がなかったわけでありまして。今回、北但行政の議会で1月28日付で第一次選定地区というものが列挙されて初めてこの場所が出てきたということですから、それまでにあなたは市会議員だから市で聞けばいいとおっしゃるけれども、聞く機会がなかった。1月28日に初めて知ったわけですからね、知る由もない。そこで質問すべきだったと言われてもできないことを言われるのはどうかと思うわけでありまして、親切心があれば、管理者あるいは市長を兼ねておられるわけでありまして、国土交通省との契約内容、これについては答弁があってもいいのではないのでしょうか。いかがですか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 1月28日から今日まで結構日にちがあったんではないかと思っておりますけれども、豊岡市当局は恐らく契約内容のご照会されたからといってそれを拒絶するとは思われませんので、今からでもお尋ねになればよいのではないかと、そのように思います。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 資料要求をした段階でどういう返事があったんですか。市にはそういうものが来てますとか、何か聞かれましたか。副管理者さん、お尋ねしたいんですが。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 原則、私どもがっております資料を出すのが本来だろうというぐあいに思っております。この契約については先ほど管理者が申しあげましたように当事者でもございませぬし、もちろん手元にも持っているわけでもございませぬので、改めてその入手をしてお渡しするというところまでの努力はしておりません。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 私はしてほしかったと思います。そういうふうなことをしていただくことによってこの議論が深まるわけでありまして、定例会は2月と10月しかないわけでありまして、大変大事な問題でありますので、ぜひ議論の中身が濃くなるようにお互いやっぱり協力していただきたいと私は要望いたしておきます。

それから、排出量の推移というふうなことで通告をいたしております。これは青山議員が大変きめ細かく懇切丁寧に質問されましたので重複するところがあるわけでありまして、ちょっと確認の意味も込めて一部質問させていただきます。

人口減と、それからごみの排出量の推定の問題、これは特に最近その変化が大きくなっているということは先ほど課長も認められまして、ごみの減量率が大きいと。十四、五%あるというふうなことがはっきりいたしました。大変これは大きな数字であります。トン当たり5,000万円とかいう試

算表を以前に見せていただいたことがあります。この経費の積算根拠になるトン当たりの値段、これはまたこれも推移すると思いますけれども、大変高額な値段でありますから、15%という大きな減量化になると全体の施設経費、建設経費もかなり下がるというふうなことが予測されるわけでありまして、住民の協力によってこの減量化が進めば進むほどその施設そのものの経費も下がっていくというふうなことが期待されるわけでありまして、ここは大変大事な問題であります。

それで排出原単位について、1人1日1,157グラムということになっておりまして、これが2007年度の基本計画によります数値であります。2018年、これには1,182グラムと逆にふえておるわけですね、原単位のところ。これはなぜこの推計値、平成30年になるんですか、2018年、原単位がふえているのか。このご説明をまずお願いしたいと思います。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） ちょっと何のことおっしゃっているのかも一つよくこちら側としては判読しかねるんですが、前質問されたことと重ね合わせて考えますとこういうことでないかと思えます。このごみの計画自体が実は合併前につくられていて、それで合併時に豊岡地区ではたしか出石と城崎だったと思いますけれども、旅館から出てくるごみが計画収集に入っていた。したがって、合併前に策定されたごみの推計、あるいは収集の計画からいきますとこの分が入ったままになっています。したがって、それが計画の最終年度まで入っている。ところが、合併によって計画収集しないことになりましたので、城崎とかあるいは出石のその事業所から出てくる廃棄物が計画収集から外れて、そして事業系の方に位置づけられることになった。実績はそうなってしまう。ところが計画自体は最初に立てられたままで、特にその手直しの作業をいたしておりませんので、一見、見ますと現在の計画収集の分の方が少ないのになら将来の方が多という事態になっている。そういうことでないかと思えます。

それは前にもご質問いただいて、それは議員の誤解であると。つまりそういった変動があったからこそ申し上げたと思いますけれども、もし同じことを言っておられるのであれば、改めてご理解賜りたいと思います。こちらの理解が違うのであれば、もう一度ご説明いただければと思います。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 今のご説明は前にも聞きまして、ああ、そうだったのかということでこの数値の変化については理解いたしましたので、その質問では今ないんですね。平成19年3月、北但行政事務組合が作りました広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画概要書、資料3及び資料4に基づいて今私は質問しております。

資料4の中に、この計画値の扱い方でこれはどういうことかということでわからないから聞いてるのは、排出原単位の話は今言いました。1日1人何グラムかというのを19年度は1,157となっておりますが、平成30年度は1,182と原単位がふえるという推計になっておりますが、この根拠をお知らせ願いたい。なぜなんですか。

議長（綿貫祥一） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時33分

再開 午後 1 時37分

議長（綿貫祥一） 引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今お尋ねの趣旨は、18年度のこれも計画値ですが人口、そしてごみ量、それに対する1人1日排出しますごみ量、これを原単位と言います。これが18年度の原単位が1,154グラム。これが30年度には1,182グラムになりますので、これが28グラムふえてるということになります。その理由はなぜかということですが、原単位はごみ量を人口で割りますので、人口が減少する割合とごみが減っていく割合を見ましたときに、ごみは緩やかに減りますが人口はより急激に減ってるということですから、1人の人が出すごみ量はふえてきてる、こういうことだと思います。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 ということは、ごみ全体の量の推計がほとんど減らない推計なんですね。これはお手元に資料をお持ちだと思いますが、この11年間かけてどれくらいごみの減量化が進むのかという大変大事な議論の中で、計画値ではほとんど、わずか数%の減り方しか考えていない。言ったら現状維持と気持ち減るぐらいのことしか考えていない。それ数字であらわれております。人口の方は8,000人ほど減る。パーセントで言うと何%になりますかね、これも1割はいかないわけですが、だからそう人口減を見込んでいる率とこのごみの率、ごみの減量の方の減り方の率がほとんど変わってないという、余りにも少ないというんですか、減量化の努力が数値にあらわれていないということが私は一番問題にしたいわけでありまして、この減量化の数値をもっと正確にやっぱりあらわすべきではなかったのか。先ほどの青山議員の質問の中でも、このいろんな努力の影響、それから結果この大きな減量の数値も出てきたわけだし、そういうようなことから見るとこの30年度への数値の設定、大変これは大きな将来設計において、特に規模を決める段階において平成30年度もこれだけのごみがあるんだということを前提にやると、どうしても過大な施設の建設になってしまうのではないかと、そういうことを心配して質問いたしております。

それで繰り返しますが、このごみ量の減量化の数値、これはこのままでいくんですか。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 基本計画、今見ていただいております数値というのは、前につくりました一般廃棄物の処理の基本計画ですね、これは1市2町それぞれがつくってそれを一緒にしたもの、それをもとにして今度の施設の基本計画をつくっておりますので、その時点で検証した結果余り差が現実とは見られないので、そのままの数値を使ってそこにあらわしております。

減量化、特に個人から出ます減量化の努力というようなものについては、これは各市町ともに一生懸命努力をしてこういうぐあいに減らしていこうというそういう施策を反映をさせておりますし、また事業所に対しても努力を求めていこうということで、一応その時点で努力を要請しながら推計

をしたわけですが、過去の実績を見て、それをいろんなグラフ、手法によって推計をしておりますので、それにさらに減量努力を加えたということの結果で、それが現実とどう実際に今乖離してきているのかということなんだと思います。

したがって、先ほどの青山議員さんのご質問の中でお答えをしておりますように、これは施設を整備する時点でやはり点検をし、規模というものは見直していくんだというぐあいに考えておりますので、これはあくまでその時点での、19年3月時点での計画であるというぐあいにご理解をいただきたいと思います。いずれにしても、その時点で見直しをさせていただくということでございます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 19年3月が昔のようにおっしゃるけども、年度は前年度ですが、10カ月ほど前の話なんです。そないに昔の話ではない。その中で大きな変化が出ているというようなことの中で、我々議会での議論の中身を正確にしていくためには、19年3月に出した基本計画についてはやっぱり早急に見直すべきところが出てきたという判断を私はしていただきたい。そのことを前提に、ごみの施設の規模の問題が語られるというのが一番正確で、経費的にも後で後悔のないものになるのではないかと考えてこういう質問をいたしております。

ぜひ着工の地点ですが、それともどういう時点、その次の地点というのは、見直しを図られる時点は正確におっしゃっていただきますとどういう時点なんですか。アドバイザー契約というのが一つ出て、今度の新年度予算に出てきておりますが、その段階なんですか、それともそのアドバイザー契約をして2カ年でしたかね、仕事をしていただいた後、報告書が出てくる。その報告書が出た時点なんですか。どの時点ですか。それともその計画に基づいて実際に請け負うDBOの会社との計画に基づいて発注するとき、どのときを見直しの時点とされるんでしょうか。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） まず見直しの時点という意味での結論から言いますと、事業者を募集しますときに出示する仕様書、すなわち要求の水準を書いた、これを出すときでございます。このときに見直す、ある意味でいえば最終のときだというふうにお考えください。

そして、先ほども申し上げましたように施設規模の出し方は1日に処理するごみ量割ります365分の280日と今設定していますね。それに調整稼働率を掛けた0.96ということですので、ごみが減れば必然的に規模は小さくなります。

それで仮に280日の稼働率を上げれば小さくなりますね。この辺は性能発注をしていきますので、ごみ量が仮に今言います減れば、ごみ量を仮に現在のところでは127トンほど1日に処理するというところでありますが、事業者はその仕様書を出して提案します。それを受けて最終的に組合としても決めていくという決め方をします。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 ということは、年度で言うと何年度になりますか。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 現在予算を組んでるので申しますと、今年度と来年度でアドバイザー業務を2年で組んでおりますので、その作業としては来年度、21年度にしていこうというのが予算上のスケジュールでございます。ただしこれは今後1カ所に決めて、その地区との協議の中で最終的に事業者選定の時期が変わってくることも考えられるということでございます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 私は年度をこだわったのは、地区の協議がどのように推移するかというのはこれはなかなかわからないです。その地区の協議がどう進展しようと、施設の規模というものはやはりこのごみの量、それから稼働日数、それによって決まってくるわけですから、3ヘクタール以上の土地があればその5地区のどこかに施設ができるだろうと今の予定ではなっておるわけですから、その地元の協議があるなしにかかわらずこの規模の問題は決まると思うんですね。そうじゃないですか、規模は決まらないですか。地元のことは関係ないと思うわけですが、地元協議は、どうなんですか。地元協議で稼働日数を280日は多過ぎるというような声が出たら稼働日数を動かしたり、それからごみの量についてはこれはもう一定のごみの推計値を提出されると思うわけでありますが、その地元協議によって稼働日数なども変更が出てくるんですか。

ということで、この規模を決める大きな要素の一つに稼働日数とごみの量、これがありますから、そこをきちっとした基本計画の中で出していく必要があるんじゃないかということで、今回のこの基本計画は実際にごみ処理施設を建設するには余り正確な数字ではない。我々これを議論すると本当に足をすくわれるような気がしましたもんでね、それでちょっと細かいところの質問をさせていただいておりますが、いかがですか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 施設は一度つくってしまいますと大きくしたり小さくすることはできませんので、相当慎重に推移を見る必要がございます。現在、豊岡地区でいきますと事業系のごみは減ってきておりますけれども、これが一時的な減少なのかそれとも継続するのか。それから、もう目いっぱい減ってしまっているのか、さらに減少を続けていくのか。この辺を見定めないと、その都度その都度一喜一憂しながら施設規模を大きくする計画にしてみたり小さくしたりすることというのはほとんど意味がない。したがってぎりぎり直近、つまりもうこれ以上後には施設規模の決定のもとになるごみ量の推計をできない。つまりそのぎりぎりのタイミングまで待つというのが最も妥当なやり方ではないかと思えます。今減ってますけども、ひょっとしたら4月ごろになったらふえてるかもしれないことだってあり得るわけです。

したがって、先ほど担当の方が答弁いたしましたように要求水準書というものをオープンにすると、その辺が一つのリミットではないかと思えます。この要求水準書というのは何かといいますと、要するに事業者に提案をしてくださいと、こういうことを求めるに際してこれこれのものを私たちは最低限求めている。その中でよりよいものを持ってきなさいよという、そういったその基本になるものが要求水準書なわけです。そのときには、こちら側も一応将来推計を終えた上で、そしてごみ量がこのぐらいになるということを示す。ですからそのときには今の推計を見直して、

数字が違うものになるのか、あるいはやっぱり一緒だとなるのか、それはそのときに判断をすればいいと思います。

ごみ量をもとにしてするんですが、例えば同じごみの量を処理するにしてもある事業者は1年間に280日しか運転させませんということで前提にする場合の容量と、いやいやうちは304日運転させますよというときの容量は当然違うわけでありますね。その辺は相手方の側からの提案によることになる。しかし、その基本になるごみ量についてはこちら側がきちりと出していかなければいけない、こういうことになろうかと思えます。

一応そこが一つの目安だろうと思えますけど、さらにその後、実際に相手方と契約を結ぶ、あるいはそこからいよいよ設計に入る。その間に何か大きな変化があって、明らかにごみ量が減るあるいは明らかにごみ量がふえる。こういった場合に、さらにそこを柔軟に対応するかどうかは、これは今後もしそういった不測の事態といえましょうか、大きな急激な変化があった場合に、要求水準書にはこう書いてるけれども、それをさらにもう一度変えるかどうかというのはさらに突っ込んで検討する必要がありますけれども、基本は要求水準書の時点である。

ただ、この要求水準書をどの時点でお示するかということは、これはまた一つの大きな課題になります。といいますのは、例えば同じ容量の建物でもその敷地の形状によって施設配置が当然変わってきます。そうすると、建設費が変わってくる可能性もあります。そういうことがございますので、地元の側との理解がやっぱりある程度得られてこの辺でということにならなければ、正確正式なその要求水準書というのはなかなかしづらいということがございますので、先ほど担当の方が予算の編成上はということを申し上げましたけれども、実態としてそのとおりいけるかどうかについてはこれは不確定な要素がある、このようにご理解賜りたいと思えます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 終わります。

議長（綿貫祥一） 以上で古池信幸議員に対する答弁は終わりました。

次は、2番山本賢司議員。

山本賢司議員 2番山本です。2点の通告をいたしております。余り難しくなく、データ持たずにお尋ねをしますので、管理者に答えていただければというふうに思います。

DBOということで通告をいたしております。本日の一般質問等の中でも、管理者はごみの減量化、このことはきょうに限らずですけれども大切だと。ただ、このこと自体はこの組合がというよりも各市町が直接的にはやることだということにはなるとは思うんですけれども、基本的には組合としても減量化というのは最大限努力をしていただくというふうなことは大切なんだということをおっしゃるご発言だろうと思えます。

いま一つ、熱回収施設、サーマルリサイクルというようなことを横文字で言ったりするわけですが、いわゆる熱回収の効率、これを高めるといふか、これが大事なんだということもきょうも言われた。

一方で、施設整備課長が、今も議論ありましたけれども、DBOに向かって要求水準書を定める。

20、21でね。そこで施設の規模が決まる。そうなるに住民や事業者、こういう方々がさまざまな圧力も受けたりしながら減量化への努力をするということになるわけですが、そういう成果というのがこのDBOの中で例えば構成市町の負担が減っていくというふうな形での節税の効果というふうなことで反映されるということになるのかどうか、このあたりが一つは気になるんですよ。

もう一つは、具体的にまだ見えてるわけではありませんけれども、この間の話の中ではざっと20年間運営をしてもらう、そういうSPCという言葉を使いますが、要するに管理会社ですね。この施設を専門に管理をする会社をつくる。この会社がSPCなんだということをレクチャー受けたことがあるわけですが、20年間任せてしまうと実はこの議会の関与、議会の関与というのは1市2町の住民の関与だと私は思っていますから、そういう意味では住民の関与が非常に小さくなるというか、遠くなってしまえへんかなという危惧を持っておるわけですが、そのあたりを含めてまずお答えをいただきたいと思います。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、前段の方の施設規模が要求水準書のときに決まってしまうと、例えばその後5年後にみんな頑張って減らしてもその一体恩恵を受けることができるのかという、こういったご質問であります。

施設規模自体を小さくするという形でのもう効果は、一度つくってしまうとありません。しかしながら、その後の毎年毎年のランニングコストというのは当然たくさんのごみを処理すればたくさん費用が要りますし、少なければ少なく済むわけですから、住民の皆さんが頑張られて例えば5年後10年後さらなるごみの減量化が図られたとすると、それは当然住民負担の減につながるということになります。

いっとき、いやもうSPCに任せてしまうのごみ集めなあかなというのは、私から言うと誤った想定のもとにさまざまな議論がなされたこともございますけれども、そこはまさにそういった契約を、つまり住民が頑張ってごみ量が減ればその分住民負担が減るような契約を結ぶことが極めて大切でありまして、私たちとしては今まさにそのような考え方であるところでございます。

それから、このDBOで民間の企業に運営を任せるときに議会の関与、ひいては住民の関与が薄まるのではないかとご懸念も示されました。この辺は今後さらに具体的なイメージをつくっていく必要があるかと思っておりますけれども、DBOといっても基本的には公設民営でございまして、したがってその公設のものについて行政側は引き続き責任を負うことになります。したがって、その行政側が責任を負うことについて議会の関与ということも当然のことながら残ってくる、このように考えているところです。

ちなみに、このDBOというのはDがデザイン、つまり設計、Bがビルド、建設、Oがオペレーション、運転です。つまり設計と建設と運転を今まではばらばらにそれぞれ入札をしていたけれども、一つのものとしてセットにして出しましょうということですから、その意味では基本的にこれまでの公設民営方式と変わるものではない。ただ、違うのは一緒になるということと、それから1年とか3年とかという短い期間ではなくって20年なら20年という長い期間お任せしようという

その期間が長いというところがこのDBOの大きな特徴であります。

現在の例えば豊岡の岩井にあります処理施設も、建設は、当時は北但1市5町でやってたわけにありますけれども、今は豊岡市になっています。そしてちゃんと議会の関与もある。それから日々の運転というのは市の職員ではなくって、これは民間の企業が現実には保守管理とか点検とかもやっている。その辺の役割分担の多い少ないというのは今後議論がありますけれども、基本的な構造は現在と変わらないものと、このように考えているところです。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 北但の清掃センターで既に実績があるということも言われるんですけども、ごみ量で決まるということになるランニングコストですね、この部分のごみ量が例えば減ったら、もちろん今の時点でも計画的な量というのは見えてるわけですから、それを前提に考えるということにはなるんでしょうけれども、それ以上に減量化が進んだときにどうするか。年々の契約であれば、単年度契約であれば前年実績というふうなところで調整が可能だと。しかし20年間というふうなことにすると、状況が変わってきたらじゃ変えましょうねというふうなことが可能になるような契約というふうにお考えなんでしょうか、その辺はどうなんですか。ちょっと全然イメージわからないんですよ。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 大きな状況の変化があったときに改めて協議をするといった基本的な協定というのは、中に盛り込む必要があるかと思えます。それは必ずしも業者の側に有利に働くとはばかり限りませんで、行政の側に有利に働くことだってあるわけですね。つまり20年間のランニングコストでこのくらいだということで提案がある。それは当然一定のごみ量を前提にしているわけです。ところが、それよりもはるかに私たちの方が頑張っただけでのごみ量が減ってしまったときに、そこをまけてというような交渉の余地を残しとかなければいけない。他方で、処理施設の運転にしてもやっぱり基本的に要るものは要るわけですね。ごみ量が例えば多くても少なくても要ることがある。ところが、何らかの事情でその最低限の必要な金額を下回るようなことが起きた場合に、今度は業者の側がやっていけないということだって起きるかもしれない。したがって大きな変動があった場合に、改めてそこは協議をするというようなことは当然契約の中にいわば安全装置として盛り込んでいく必要はあるかと思えます。

ところが、多少の変動であるたびに業者の側から何か赤字になりそうだからその分お金ふやしてよと言われても、それはあんたの責任でしょうというふうに突っぱねることも必要でありますので、その辺はやっぱり契約の中できちっと盛り込んでおかなければいけない、このように考えているところです。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 先ほどの1回目のお答えの中で、このDBOでやると一定のごみ量を確保せないかんというふうな誤った議論がされたことがあるというふうな過去を引っ張り出して、引き出しを引っ張り出してお答えをいただいたわけですけども、それじゃ資源化だとか要するに減量化が進んで

いけばいくほどごみの質というのは熱量は小さくなりますよね、大体。我々が先進的だというか、既に新しい施設でいろいろやってるところ、処理をしてるようなところを見に行くと、大体がプラスチック系とかペットだとかそういうものというのは熱源としては大事なんだと。カロリーが高い分ね。まして発電施設を持ってサーマルリサイクルというようなことをやってる施設であれば、余計当然熱源は必要なんだという話が出てくる。

この契約でいくと、その収支という点での話し合いの余地を残しておかんなん、双方にとってということ先ほど言われた。それじゃごみの量だとか質だとか、既に計画の中でも調べたり分析をしたりしながらごみの質も、あるいは量の推計もやってる。この契約が、組合あるいは構成1市2町の住民にとって一定量のごみを確保をせんなんというふうなことが課されるということになりはしないかという疑念をやっぱりまだ私は持ってるんですよ。ごみ量が減り、熱量のより小さいもの、低いものになっていけば、熱回収ということが非常にやりにくくなる。これでは困るなということになりはせんかなということをも思うもんですから、あるいは一定の規模の施設で24時間運転しようと思えば、それでもこれだけのごみの量はやっぱり要るねということがあるんだろうと思うんですね。その辺を含めて、その各家庭からごみを出してくださいということではないかもしれない。既に日々暮らしの中でいかにごみ量を減らすかというのは、ここはそれぞれ一生懸命努力もされてるし、資源化とかいろんなことで努力をされてる。事業系はもううち受け取らへんよみたいなことで減量化への圧力にも既になってるというふうな話も先ほど来ありました。その辺からすると、どうも私の頭の中では誤った議論をしておるといふふうにならないんですけども、いかがですか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） いや、やっぱり誤った考え方だと思いますけれども。つまり市民や町民の皆さんが一生懸命頑張ってごみを減らしているところに、それをわざわざ会社を救うためにごみを出してくださいと、ごみの減量化をやめてくださいというような政策がとり得ると本当にお思いでしょうか。

山本賢司議員 思わない。

管理者（中貝宗治） 思わない、私もそう思います。だからそんなことはだれも考えないわけであります。減ればハッピーだと。

ただし、そのことによって会社経営が成り立たないような事態が仮に起きた場合にどうするか。つまりそれはぎりぎりのところで、もうこれ以上企業の側でもその経営改善の余地がないとなった場合にやるべきことは、要するにそのごみの量の問題ではなくて経営が成り立つだけの収入があるかどうかというお金の問題になるわけですね。ですから、そのところで議論があるかもしれない。あるいは今、事業系のごみというのはそれはすべて自分でやりなさいということによって、例えばそれが産業廃棄物業者の方に行ってやっぱり燃やされるというような実態が仮にあるとすると、将来各家庭から出てくるごみが圧倒的に減ってきて、そして他方で事業系のごみが、それが産業廃棄物業者の方に行って、それで同じように燃やされてる事態があった場合に受け入れるかどうかといった議論は、ひょっとしたらそれはあるかもしれませんが。だけどそれはわざわざそのごみの減

量化減らしましょうという議論ではなくって、基本のごみは出さない、とことんゼロに向かっていきましょうというのが基本ではないか、私としてはそのように思います。

それと、当然ごみ質の問題も一定の質の変化というものも見ながら当然S P C側との契約を結ぶことになりましても、将来その前提をはるかに覆すような事態が起きたときにどうするかというのは、改めてやっぱりそれはそのときに議論される必要があるかというふうに思います。

今、例えば豊岡の例でいきますと、プラスチックなんかを燃やしてはいけないということで事業系のそのプラを排除することによってごみは減ってきてるわけですね。そのことによって、炉は大変助かっているという面があります。ところが例えばドイツの例でいきますと、ドイツはいかにもごみの処理施設が少ないから立派だなんて言われてますけど、実は物すごい広域なんですね。なぜかという、それはもともと発電所なんです。石炭火力で発電していたところが石炭がだめになっていく。ところが、ごみの中にプラスチックが入ってきて熱量が上がってきてる。そこで石炭のかわりにごみを燃料にしたらできてるのがドイツの実はごみ処理施設の実態なんです。あれはもともと発電所なわけでありまして。

そういったことになると、カロリーをどうするかというのは当然議論になってまいります。そこで、今私たちの方ではそのカロリーをふやすためにプラスチックをどんどん燃やすなんていう発想を持っておりませんが、これが本当にずっと将来になったときに急激に減ってきてさまざまなものが全く成り立たないというような特殊な事情が起きれば、当然その時点でごみの質をどうするかというのは改めて議論がなされるものというふうに思います。

いずれにしても、基本的には20年を見越した上での基本的な契約を結びながらも、しかし急激な変化、大きな変化が起きたときに改めて協議するという安全装置を持ったような契約を結んでいくことになる、このように思います。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 もう1点伺っておきます。地域振興策ということで通告をしておるわけですが、過去示されている資料の中で、青山議員も言われましたこういうメニューという、あれを全部やるという意味じゃないのは当然承知してはいますけども、こういうことが可能ですというものが示されました。この地域振興策をこの組合で論じることの意味を一つ教えてください。

というのは、この組合自体、どの事業をどんなふうにするかというのはその補助を受けれる受けれないも含めて一番財政的に有利な方法でやればいいということは過去も伺いました。どこまでが当組合の事業、何が組合の事業になり得るのか。この辺が一つは、今の時点でどういう事業が見込まれるのかよくわかりませんからあれですけども、そのことを一つは伺いたい。

それといま一つは、選定委員会による選定の中でそれぞれ段階を踏んで選定をしていただくんだけれども、一次候補地が決まれば候補地ごとの地域振興計画案を作成し、候補地とセットで公表する予定としている。こういう文章で我々過去話を伺っておるわけですね。ところがきょうは、いや、二次選定の段階でもこの地域振興という部分は選定基準になり得ないんだと。最終的にこのこというふうに決めた段階で、そこと話をする中で候補地の振興策が初めてテーブルにのってくるとい

うふうに言われておるんで、どこでどう変わったんかいなど。何が、多分管理者の思いがどこかで何か変わられたんだろうなというふうに思うもんですから、我々この文言は見せてもらっておるわけですから、一次候補地が5カ所こういふふうに選定委員会から報告いただきましたと。そのときに、それでも額的にはどうだとか枠が要るんちゃうかとかいう話を若干した記憶があるわけですけども、そのあたりを含めて管理者の現時点でのこの間の経過とのかかわりを含めてお聞かせいただきたいと思います。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、組合と市町との役割分担に関するご質問でございますが、例えばある地区に決まったときに、その地区内の市道の整備というものをじゃやりますよというときには、これは事業主体は豊岡市しかない。豊岡市が合併特例債を発行するなり、場合によっては公共事業にのせることができるならば補助金を取って事業を実施する。ところが、その補助金であるとか交付税措置分を除いた実質負担が残ります。この実質負担がもともとこのごみ処理施設があるとなかろうといずれしなければいけないものであるとするならば、豊岡市が本来すべきこととして市が持つこともあると思います。ところが、優先順位はそうではないんだけど、しかし今回施設が行くがために生活環境をよくしようという観点からやるとするならば、1市2町でそこは応分の負担をしようということにもなり得る。その場合には、事業主体は豊岡市になるけれども費用負担については1市2町で応分の負担をする、こういうことになるかと思えます。

あるいは地区の会館を建てる、そういったことが例えば振興計画に盛り込まれたといたします。豊岡市は今、一つの地区がその地区の公民館、会館をつくらうとすれば500万を上限で補助することになっておりますから、これはこのごみと関係なしに500万については豊岡市がやればいいということとは例えば考えられる。ところが、実際には2,000万の建物である。それを全額見ましようとなったときに、その1,500万というのはまさにごみ処理施設のために上乘せつになされたものでありますから、そのときの1,500万というのはやっぱり応分の負担をしようということに恐らくなるだろうと思います。そのときにダイレクトに2町から豊岡市に入るという形もあれば、北但行政から豊岡市に入る。北但行政には1市2町がそれぞれの割り勘として払うという方式もあり得る。そういったようなかかわり方があろうかと思えます。

あるいはその地区に例えば毎年毎年じゃダイオキシン大丈夫だと言ってるけれども本当だろうかというようなことになったとして、モニタリングの調査を例えばその地区にお願いするとすれば、これはそこに対する支援策の事業主体は当然のことながらこの組合になります。ただし、組合自体はろくな財源持っておりませんから割り勘として1市2町に割り振られていく。

そういうことで、その具体的な事業ごとに適切な事業主体を張りつけていく。で、その割り勘をそれぞれに割り振っていく、こういうことになるのではないかというふうに思います。

具体的な事業はあくまで相手方との話し合いですので、一概には今は言えない、こういうことだろうと思います。

それから、お示した資料で5つなら5つの候補地ができたときに計画案をお示するというこ

とを確かに申し上げておりました。今と何が違ったのかといいますと、その計画案のイメージが変わってきたということです。私自身は、初めこの作業に入るときには5つ決まれば案ですからこちら側の思いで、例えばおせっかいかもしれませんがあんたとこの建物、会館は古いから建て直したらどうですかとか、あすこを道路を前から要望いただいていたからこれどうですかというので盛り込めばいいのではないかというふうに思っておりました。ところが、5つの地区を比べてみますともう千差万別です。豊岡市の方に出しておられるその年々の要望というのも、もう本当に防火水槽しかないところから、それからもういっぱい道路から何やかんやあるところまでありますので、どうもその5つの候補地に大体同じ程度のレベルの案を思い込みとはいいいながらつくるのがなかなか難しそうだということになりまして、かえって不公平感を持たれるというのはよくないのではないかと。

そういったことから、あなたの地区からいただいている要望はかねてからこういうものをいただいております。これについては、全部かどうかは別としてできる限り前向きに相談に乗りますよということをおっしゃっていただく。それからもう一つは、あくまでメニューとしてお示ししているようなものを地区の側にもお示しをして、この中からお互い話し合いをしてみたいというふうにして、この中からお互い話し合いをしてみたいというふうにして、ご理解を賜りたいというふうに思います。

したがって、最終的に1つに決まったときにも、先ほど申し上げましたのは、青山議員のご質問にお答えをしたのは、実際に計画をつくるのはこれまでも後からも変わっておりませんで、実際にその決まって、そして話し合いをしながらこちら側から提案することもあるでしょうし向こうから提案することもあるでしょうから、その上で、よっしゃこれでいきましょうと初めて地域振興計画ができるわけでありまして、それはもう論理的に考えても1カ所に決まってから後になる。こういうことを申し上げたところでごさいます、この時点についてはこれまでと何ら変わるところはない、このように考えているところです。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 ずっとひっかかっておって、やっぱりまだひっかかるんですよ。それは何かということね、私は北但組合の議員であります。中貝北但事務組合の管理者であります。豊岡市長ではありませんというのが一貫しておるんですよ。ところが、一貫してないんですよ。市にもらってる要望も入れてという、どうもやっぱり片足市長だと。本当は両足市長なんですけども、体全体が市長なんですけども、そこんところで非常に市長である中貝さんと管理者である中貝さんとを時と場合によって使い分けるといってやっていたらというふうにならざるを得ないんですよ。お答えがあれば後で。

この北但行政事務組合という組織は、1市2町のごみを共同処理しようということで構成をされてる一自治体ですよ。議会もある。その組合がこの地域振興策の事業主体になるということがあり得るのかどうか。そこが、その具体的な話は先ほど伺いました。根本的なところでね、この組合の規約から見てそういう地域振興策をここで論じるということがどうなんかなと。上

郷のときには、そんなことは議論してもらわでもよろしいという形で、ほとんど地域云々の話は議論の対象にならなかったというふうに私自身は感じておったものですから、その辺で随分違ってきたなという感じを持っておるんですけど、その辺含めていかがですか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） この地域振興策のメニュー案あるいは基本方針というのをお配りをいたしておりますけれども、その表紙に大きな字で、北但行政事務組合と豊岡市と香美町と新温泉町の名前が列記されております。これは地域振興策の中に先ほど言いましたように北但行政事務組合でやるべきもの、あるいは豊岡市、今は候補地は豊岡市だけですからそう言いますけれども、豊岡市でやるべきもの、それからしかし費用負担は一緒にするべきものがありますので、それは一体でありますから、それでこの案というものの中には4者の連名になっている。したがってこれは十分協議をした上でなされていますので、この場で私が豊岡市に係ることについて話しても、それは精いっぱい皆さんの議論にお答えしたいという立場からのものだというふうにお考えをいただきたいと思います。

しかしながら明らかに別法人でありますから、豊岡市において豊岡市の責任において議論がなされるべき事柄についてここで管理者に答弁を求められても、それは責任を持ってお答えはできない場合がありますので、そこはまさに使い分けとおっしゃいましたけれども、適正な使い分けをして豊岡市議会でなされるべきことについては豊岡市議会内ということをお願いしてきたところです。

しかもこの振興策がなぜ要するのかというと、まさに廃棄物処理法が定めているとおりその設置する場合には行政はその地域の生活環境をよくするために配慮しなければいけないということを行政に求めています。その行政とは何かというと、設置主体でありますから北但行政に求められている。こういうことありますから、基本的にこの振興策について北但行政事務組合の側で検討することは当然であるし、そしてそのことについて議会で議論することも当然であると思います。これについて、この議会で議員に対してじゃけんな態度をとった、ほかの点はあったかもしれませんが、この件についてはなかったように記憶しておりますけれども、間違いであればまたご指摘を賜ればというふうに思います。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 いずれにしても、全体の仕組みもそれから実際にやろうとしていることも住民になかなか伝わらないなというのを正直言って私自身も、一議員として話をいろんなところであるわけですが、なかなかそれが対話というか、会話になりにくいというのが随分あるなというふうに感じておまして、目の前でいよいよ銭が要るだとか、あるいは遠いところへ行かんなんでもかなわんなとかいうふうに我が身に降りかかって初めて、えっというふうなことに、先ほど村岡議員からも若干ありましたけれども、やっぱりなかなか我が身に降りかからないと感じてもらえない、もらにくいのかなと思ったりして大変気にはなるわけですが、その辺含めてやっぱりあんまり無理をしたり門限がという話も、25年稼働、27年が財源的な門限だということも含めて言われたわけですが、それぞれの市町は財政的にも大変厳しい中で、14億の金をどうやってひねり出すかなというのは我が町にとっても、我々議員にとっても大変だなというようなことを思い

ながら、実はきのうも我が町の常任委員会でも若干議論をしたんですけども、住民にとって欠かせないことだけにあまり気をせいたり無理して、スケジュール、門限が決まるとどこまでいなくても行かんなんのですわって無理をしちやいかんということを私は思っておるんですけども、そのあたりはいかがですか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、やろうとしてることが住民に伝わってないというのは、私たちも昨年からでしたか、おとどしからシンポジウムをやったりして努力いたしております。しかし、そもそも例えば新温泉の住民の方にこういうところでやってるといのは、私の責任というよりはむしろ当該町の町長であり、あるいは議会の皆さん自身の責任の方がより大きいのではないかと思います。この北但行政事務組合としても努力いたしますけれども、もちろんそれぞれの市民、町民へのPRといったことについてはそれぞれの市町がまず一義的にしっかり努力をしていただく必要があるのではないかと。私は豊岡市長に戻ったときには、必ずや豊岡市民に対してそうするであろう、このように思っているところです。

それから、無理をしてはいけないことは確かなんですが、私たちは別に今無理をしてるわけではありません。二十四、五年ごろにはとにかく寿命が来るということを前提にやりましょうということを行っています。同時に、それよりも遅いもう一つの門限として合併特例債が27年度までですからそれまでにやりましょうということをして申し上げて、これは何も無理をして時速300キロで日本の高速道路走ってるというようなことではございません。これは十分余裕があるとまでは申しませんけれども、達成可能なスケジュールである、このように考えているところです。

加えまして、これもこれまで何度かご説明させていただいたところですが、合併特例債の使える期限が過ぎて、そして通常のあるこういったごみ処理施設をつくる場合に起債を使うことになりますと、実は交付税措置のその措置率が、ちょっといまうる覚えですが20数%、20%程度たしか変わってくると思います。つまり27年度過ぎてしまうと、同じ施設をつくって借金をしても交付税措置額がそれだけ減ってしまう。100億発行しますと、仮に20%だと20億円いわゆる交付税措置額が減ってしまうわけですから、それはそのまま市民、町民の負担にはね返ってしまう。今ですらお互い苦しい財政状況の中で、それをあえてゆっくり行きましょうといって後ろに延ばして、そして市民や町民やあるいは市町財政の首を絞めるなんていうことはいかがなものか。このように考えているところでありまして、私としては十分可能な期間内のことでありますから、しっかり議論をして怠りないように施設整備を行っていきたい、このように考えているところです。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 最後に、全国7番目ということで財政的に大変苦しいというのはもう皆さんご承知いただいておりますのでありまして、その町が単年度ではないにしても14億の借金をして持ち出す。なかなか実質公債費比率を18%を切るところまで行くのが大変だということ中の苦労だということもぜひとも、当然我が町長も折に触れて言ってるのかどうか分かりませんが、大変だというのは重々自覚しての市町長会での議論だというふうに思っておりますから、その辺も踏まえた丁寧な議論を

しながらというふうにも思っておることを申し上げて、質問を終わります。

議長（綿貫祥一） 以上で山本賢司議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

暫時休憩いたします。再開は2時40分です。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

第1号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更に
ついて質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 討論ないようでございます。討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

第2号議案平成19年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。
質疑はございませんか。

1 番長瀬議員。

長瀬幸夫議員 長瀬でございます。19年度の補正予算ということでございます。

まず、上郷が協力できなかったということで調査費が減額ということでございますし、また報償金
として委員会の報償金が6回から9回ということで増額ということでございます。上郷については
管理者初め地元の議員さんには随分ご苦労いただいた中で、結果的には協力を得られなかったとい
うことでございます。

そういう中で非常に残念なことだったなと思いながら、この調査費はやむを得んとしながら、今
度は報償金の委員会の回数ですね、今回5回が終わっております、あと6、7、8ということで
ホームページにも開催日程が載っておりますし、先ほど答弁の中にもありました。

そういう中で、7、8は非公開ということになっておるようでございます。先ほど同僚の一般質
問の中にもありましたが、この選定、二次選定ということで一次選定が終わったということでござ
いますが、二次選定においての日程は決まっておりますが、事務局の方側で既に各地区に出向いて、
市長さんの要望であったではなからうかということであったとしながら、出向いて一応脈を診ると
いうかね、そういうことをされているのかなという思いで聞かせてもらいました。いいものは、
この選定委員会が公平公正ということで、そういう立場で選定を決めていく。一次選定で5カ所決

めて、あと1カ所に絞る段階で何か事務局の方が一步先を前に行っているのかなという感じは私自身が受けとめましたので、その辺、今日程決めとる状況の中でどういう進め方をされようとされるのか。

それと、8回はああしてホームページでも載っております、先ほどの答弁でもありましたが、9回というのはこういう最後の締めくくりではなからうかなという思いをしとりますんで、管理者の答弁の中でも3月末日をもってこのことは終わり、答えをもらいたいんだということでございました。

そういうことになると、この選定委員会は1カ所に絞った時点でもう終わりということになるのかなという思いをしておりますし、それとこの選定委員会は5カ所の選定した住民とのかかわり、住民の声というのは、逆に先ほど事務局はもう既に出向いとるという答弁がありましたが、その答えをもってやるのか、その住民とのかかわりは選定委員会はあるのかないのか。声を聞く場があるのかないのかということの答弁をいただきたいなと思うんですが、お考えをですね。以上です。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 28日の日に区長さんに、これは儀礼的なごあいさつでございますけれどもさせていただいたということでございますし、それから各住民の方にもぜひ概要説明をさせてほしいということで、既に5カ所を終えたというぐあいに申し上げました。その中で、いろんなご意見もお聞きはしております。

片や委員さんの方は、やはり公式の場ということで26、27日にお話しできる範囲内で委員さんにお話をしてくださいということを区の役員さん方をお願いしておりますので、そういう点での接触が対委員、住民との間になされるということでございます。

我々が決して一步進んではなくって、そういう経緯をまず知ってもら、事業内容を知ってもら、それから今後こういう考え方、振興計画のこんな考え、基本的な考え方をしますよということを知ってもら、こういう趣旨での説明会にとどめております。以上です。

議長（綿貫祥一） 1番長瀬議員。

長瀬幸夫議員 今言われておりますのは、今組んでおられる第7回、第8回、非公開というのがその日程に当たるのかなという思いしとるんですが、先ほど管理者の答弁にもあったように事務局は声を聞いて進めようとするのと、選定委員の皆さんとのあんまり食い違いはないだろうという答弁がありましたが、その辺の上郷で食い違いがあったようなことにならないためには、その脈を診るとい、か、地元のしっかりと声を聞くということがやっぱり大事ではなからうかなと思うわけですけど、その辺、事務局と委員会とがどんなぐあいに、逆に言えば今言われたように一步進んではくれないんだと言われとるんですけど、その辺がどんなぐあいになっていくのかな。

それと、先ほども言いましたようにこの委員会は3月いっぱい答えが出たらもう終わりということで、あとはもう、1カ所に絞ったらそれから20年度は事務局あるいは関係者がそういう努力をするという運びになるのか。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 私どもが地元に出まして説明をさせていただいて、その中にはさまざま意見が出てきておりますので、それは率直に委員会の場でもお知らせ、ご報告をしたいなというぐあいに思い、秘密会ということでございますので、そういうぐあいに思っております。

それから、委員会は一応その選定の任務が終わればそこで任期は切れるというのが原則でございます。ただ、学識の委員の皆さんにおかれましては、今後そういうことでこの選定にかかわっているいろいろな地元との話し合いの中で何か専門的な説明をしなきゃならないとかというような場面があるならば、それについては協力は惜しまないよと、こういうお言葉はちょうだいしております。以上です。

議長（綿貫祥一） よろしいか。

ほかにありませんか。

2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。19年度の補正で少し伺っておきたいというふうに思います。

今も長瀬議員の方からもあったわけですが、選定委員会方式で既に一次、5カ所までは絞り込んだ。この先、1カ所に絞り込むということになる。ただ、委員会の開催が当初6回というふうに思って予算計上しておるけれども、3回分ほど足りそうにないという分をふやすということなんですけれども、一般質問に対する答弁でもありました、今もありました。その選定委員会の結論とこの組合の意向とで食い違いがそんなにはないだろうと。事務局を当然持っているわけですし、事務局を通じて管理者なり組合の意向というのも反映をされ得る形。どちらかという組合の意向に沿ってということなのかなとも思ったりするわけですが、この選定委員会でこの先やる意味、値打ちってあるんですか。私はそここのところがわからない。もうこの先、組合でじゃここにしましょうというふうに決めることはできないんですか。管理者、いかがですか。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 私どもは、選定委員会の方に1つに絞っていただきたいということを最初からお願いしております。そういうことで、現時点でその任務をここまででよろしいということには決してならないと思っております。

議長（綿貫祥一） よろしいか。

11番古池議員。

古池信幸議員 お尋ねします。本年度末まで補正予算で対応していくということになったわけですが、選定委員会が選定された口小野、袴狭、森本、坊岡、この地区の方々と選定委員さんは今まで何度お会いになったというか、そういうふうなことは伝わってきておりますか。

それでこの地区名を発表されるまでに、地元の合意というものについては取りつけた上での地区名発表だったのか、それはまだなのか。そここのところをちょっと正確な答弁をお願いしたいんですが。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 5カ所のところにつきまして、辻と伊賀谷についてはもうご承知のとりの

事情でございますので、そういうところが出てくるだろうということは予想されておったと思いますが、それ以外の箇所につきましては一切事前に同意をとったとかそういうことはございませんし、委員さんが直接そのところの役員さんなりと接触をされたということはございません。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 辻区と伊賀谷区については、その両地区から手を挙げられたというんですか、相談に乗りますよという意思表示があったと私は理解しておりますが、今の委員会が選定された選定地については地元区との話し合いを抜きに発表されたというふうなことになる、上郷地区の方々が大変地元の意向を本当に無視したというんですか、一部幹部の方は知っておられたというふうに聞きましたけども、ほとんどの住民の方は知らないまま新聞発表されたというふうなこと。それと大変な似たようなこの経過をたどってるように思いますが、この2地区につきましては上郷での教訓が行かされていないのではないかと思います、そこはどうだったんですか。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 上郷の場合は、過去にエリアという表現で2年間にわたりましてこのエリアに上郷も含まれておりますよ、中郷も含まれておりますよ、あるいは市谷も含まれておりますよと。そういうことで、区の方の区長さんにはこの中から出てくる可能性もありますよと、こういうことはご説明をしてきておりました。ただ、7カ所になってからいよいよ7カ所のうちの一つですよということは言ってきてなかったと。それを最後絞り込んで1カ所にして、上郷の方にお知らせをしたということでございます。

今回の場合は、5カ所ということを選定委員会の方が選定をされましたその時点で、それぞれご連絡、ごあいさつを申し上げたと。そして説明もさせていただいておるということでございますので、1カ所に絞るまでの期間がまだございます。そういう部分で、これまでの上郷とは全然違うというぐあいに私は思っております。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。

（質疑なし）

議長（綿貫祥一） ないようでございます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

2番山本賢司議員。

山本賢司議員 私は、2号議案平成19年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）、このものについて反対の立場で討論をさせていただきます。

このものは、中心的には上郷を最適地、これの断念に伴う環境影響評価に関する調査、こういう費用を債務負担も含めて全部削除するということが一つ大きなこととしてあるわけで、上郷区民の労苦に対して敬意を表しながら、これは当然だというふうには考えてはいるわけです。

同時に、選定委員会方式で1カ所に絞り込んでくれということを言ってるんで、さらに3回分ふやしてやってもらうという中身があるわけですがけれども、どこにするかという問題もですがけれども、私は上郷区での話し合いが結局断念。この時点で、この組合の計画そのものをもう一遍きちっと再

検討するということが必要だったのではないかなということに改めて思っているわけです。

財政難の中で大変厳しい暮らしを強いられております香美町民を代表し、さらにこの香美町民に対しては20年度も上下水道料金等の大きな負担がかけられようとしておるという中で、さらに香美町の財政難に拍車をかける。こういう借金をどんどんふやしていく。こういうことについてはやめてもらいたいという気分であるわけで、そのことを申し上げて反対討論といたします。

議長（綿貫祥一） ほかに討論ありませんか。

（討論なし）

議長（綿貫祥一） 討論を打ち切ります。

これより表決に入ります。

第2号議案について、起立により表決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（綿貫祥一） 起立多数であります。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案平成20年度北但行政事務組合一般会計予算について質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました11番古池信幸議員。

古池信幸議員 11番古池です。通告しております第1点ですが、DBO事業者選定アドバイザー業務というふうなことで、これの予算の積算根拠をお尋ねいたしたいわけでありまして。

2カ年にわたりまして3,700万円でしたか、3,800ですか、多額なアドバイスを受けるための業務に経費を投じられるということでありまして、その積算根拠、これはどのようになっておりますか、お尋ねいたしたいと思っております。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中興 薫） 本年度に債務負担を含めて予算を計上しておりますが、この額等につきましては一般的に予算をつくり出すときには例えば建築等についての建築物価等を参考にいたしますが、これ廃棄物の関係はそういう一般の標準的な物価、歩掛かり等をあらわしたものがありません。標準積算基準書とかいうものがございません。当然これは性能保証のような性能発注ですというような事業の特性からでございます。

したがって、これまで全国でPFI事業者選定アドバイザー業務に実績のあります廃棄物コンサルタント業者から参考に見積もりをとりまして、それをベースにして積算をしたということです。

その内容につきましては、平成20年度と21年度に分けておりますが、20年度には5つございまして、一つには技術的な検討、20年度は大きく言いますと要求水準書、先ほど管理者がご説明しましたような仕様書に相当する内容ですが、これをまず20年度につくるということですが、その内訳は5つございまして、技術的な検討、2つ目には民間に任す事業範囲をどこまでにするかという範囲、あるいはこの事業者選定をします場合にはPFI法に基づいた一つの手続が決まっております。その中に実施方針としてこういう事業を北但は考えていますよという実施する方針をあらわすという

方針の策定、さらには特定事業の選定といましてこの事業を公共が公共みずからやるよりもDBOでやりました場合、そのメリットが金銭的にも幾らあるかと。VFMとっておりますが、そういうものの計算。さらには事業者を募集していきますので、そういう関係書類をつくる。ここまでを20年度にしたいと思います。これらの内容を積算したもんが20年度に上げております1,280万円というものでございます。

さらに、21年度は事業といたしましてはいよいよ事業者の募集をするわけですので、書類を作成。そして応募がありましたらそれらを見まして、事業者の選定をしていきます。そしてその選定をするにつきましては、専門家等を交えました審査委員会を設けて事業者を最終的に決めるというふうなことですし、オペレーションにおきます契約書の技術的、財務、法務等の契約書をつくる業務をする。これらがDBOに関します業務の内容で、これらをそれぞれ積算したもんがこの先ほど申し上げました2年間で3,730万円というものでございます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 今お聞きいたしましたら、大体あのごみ処理施設をつくろうとすれば当然要る仕事でありますし、それからPFI法に基づくことでやるんだというふうなことでありますから、その点でもそう難しいことはない、その法律があるわけでありまして。

私は端的に言いますと、3,700万もの巨額の経費を投じる必要はないんじゃないかと。ぜひもう自分でやれる範囲があるんじゃないかと。職員の方、優秀な方がおられるわけでありまして、自分たちの仕事の中にこの一番重要な仕事だと位置づけておられるわけでありまして、3,700万円をもう節約するというところから、みんなで知恵を出し合ってやろうじゃないかというふうなことがあってもいいのではないかと感じました。

特に要求の水準書というのが基本的には大変大事な書類になってまいりますが、これとてこれまでの現に稼働している施設もあるわけでありまして、それから先進地も幾つも見ておられると思っております。そういう中で最新の技術を要した施設もご存じのはずでありますから、そういうようなところに赴けばこの施設のためにはこういう要素の研究が必要であったし、それができてこうなったんだというふうなことも話を聞いたり資料を取り寄せたら案外できるのではないかと。頭からアドバイスを受けるための経費をぽんと出して第三者任せにするというようなこと、これはお金のある団体ならしたらいいと思いますが、私は大変財政が厳しいというのはこれはもう間違いのない現実のところでありまして、こういう経費は本当に削るべきだと私は思います。ぜひそういう方向を模索していただきたいと思いますが、そういうお考えはあるかないかというふうなことと、もう一つは業者選定の際に、Dは先ほど管理者おっしゃったデザイン、Bがビルトで建てる、建築する、それからOがオペレーションで運営する、運転するというかね、そういう意味があるようでありますが、それぞれその応募してくる業者が設計図書を私はつくるとというのが今度の契約の中身じゃないのかなと。それから運転計画、それから建築の計画ですね、そういうふうなものを皆応募してくる業者がつくるということから、このDBO方式というふうなものがあるのではないかと感じますと、とりたててアドバイザーのその知恵をかりなくても当局の方たちがその中身を精査

して、あ、これは自分たちの目標としておる要求水準書に合った内容の設計になっている。それから、設計が始まって今度は建築にかかったときには、建築に詳しい職員の力もかりて手抜きのないそういう建築をしてもらおうというふうなこと。いろいろ考えていくと、このDBOを使うということに関して、その前段での経費は私はもうほんまにゼロでいけるのではないかと。極端なこと言うとゼロ、なるだけ少ない金額でいけるのではないかと。思っておりまして、そういうお金のないときにはお金のないなりの対応をするというのが行政を預かっておられる方々の知恵でもあろうし、我々議員もそういうことで節約を旨としていかなばならないと思っておりますから、そのところを本当にこの予算計上、本年度でも1,280万という多額の予算計上され、2年間で3,800万ですか、大変大きなお金を使おうとされていることについてはちょっと待ったと、一回考えてみようやというふうなことがあってもいいと思いますが、そういうお考えはいかがでしょうか。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） ごみ処理施設という、これはプラントでございます。20年に一度経験するかもしれないという大きなものでございますし、かつ非常に専門知識を要する施設でございます。そしてなおかつ、今度はDBOということで長期にわたる運営をもそこにゆだねていくようなものを仕様書として、要求水準書としてつくり上げていくというようなことが必要になってまいります。非常に心臓、そこをいかにしっかりしたものをつくるかによって、20年間の保証、それからハード的にもソフト的にもしっかりしたものができるかできないかの勝負どころだというぐあいに私は思います。決して我々、4年5年のそこに携わっただけの知識をもってこれができるということはないと。必ずやはり専門的な廃棄物のしっかりした資格を持った、そういう人たちによってそういう水準書というようなものはつくっていただく、これが必要だというぐあいに思っこのものを計上しておりますし、さらに管理者申し上げましたように単に廃棄物だけではなくて法的な部分、あるいはそのファイナンス、財政的な部分、こういうものもあわせて知識として持っていなければいけない仕事ではございませんので、これは我々北但行政事務組合の職員の力に余るといって、ぜひお願いをしたいという思いでございます。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 私は、今専門的な施設だと、プラントだとおっしゃいますけれども、日本に1つしかないとかそういうふうなものではないんですね。もうかなり数はあるわけでありまして。そういうようなことから言うと、本当にその気になって自分たちが目指している施設に近い施設を検索してそういうところを何力所か見ていけば、ああ、こういうやり方でやればできるんだなというようなことは私は自前でできる、してほしいと思っておるわけでありまして。

大変申しわけないけれども、19年3月に発表された基本計画、これなんかについてもほんまに推計値がプロがしたしわざとは思えない、ほとんど減量化が図られてない数字が堂々と出てくるというようなこと、そういうふうなものが時代の推移を、さすがはプロだなというようなことであらざるような推定値が出てくるような計画案ならば、ああ、出した値打ちもあつたかなと思うわけでありまして、今回どういう方々にそのDBOのアドバイザーを発注かけられるかわかりませんけれ

ども、出てくるものの内容がふだんその業務に携わっておられたらかなりできるんじゃないか。特に法的な問題、これは公務員は法に基づいて仕事をするとっておりますから、PFI法を使うんだったらもう率先してそれ勉強するのが公務員の義務と私は思っております。PFI法でわからないことがあったらそのPFI法に詳しい方にお聞きになったらいいわけでありまして、全国共通の法律ですから、この豊岡ですることについては特殊性があるということではないわけでありまして、この法律の勉強はもう率先してやっていただきたい。

それから、ファイナンスの財務状況、これはなかなか難しいと思います、実際は。だけでも、中貝市長がよくおっしゃる財務状態が大変悪い自治体が多いと集まっているんだと。このことを一番よく知ってるのは市長であり町長である方々が一番よくご存じなんですから、そういう方たちが実感を込めてこの財務状況を明らかにして、それと照らし合わせた要求水準書というのをつくれればそれで事足りるわけです。そしたら3,800万円節約できるわけありますから、ぜひそこは汗かいてほしいなと私は思っております。いかがですか。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今、みずからやれないかということですが、全国でDBOでやっております事例見ましても15ほどあるかないかというふうなことでございますが、これらはすべてこういうアドバイザーをつけてるということですし、参考にインターネットでアドバイザリー業務ということをお聞きいただきますと、何もごみ処理施設だけじゃなくてさまざまな公共施設をつくる時にアドバイザリー業務を委託しているということです。非常に専門性、特にごみ処理施設につきましては、お手元の資料にもございますように焼却施設をこれ設定をする能力がなければとてもその発注書をつくれないうふうなことであり、それぐらい高度な専門性を有している中での仕様書をつくって、どういう施設が作りたいたいのか、その安全性はどうなのかというふうなことをすべて仕様書にまとめて、そして民間メーカーに提案をして、そしてその提案を得て、技術的に提案は大丈夫かどうかということを確認しながらも価格的なことも審査して決めていく。こういうことを本当に間違いなくやり切るためには、やはり我々職員もですが、なかなか特別な専門家でなければできないという内容であります。それゆえにほかにも実際アドバイザリー業務を委託しているわけですので、私自身はこれはできない。委託することが本当にいい施設をつくって長期の運営を問題なく、間違いなく安全安心安定的にやっていくにはそれが一番いいというふう考えております。

議長（綿貫祥一） 次に、山本賢司議員。

山本賢司議員 幸か不幸か質疑通告が同じことでありまして、もう通告をしている点については一定お答えをいただいたという状況かなとは思いますが、いま少し伺いたいというふうに思っています。

この予算を積算するのに、コンサルタントから見積もりをいただいたというふうにおっしゃるんですけれども、何社から見積もりをいただいたのか。それはどこなのか。

さらに、全国で15例というふうなDBOの実例があるということをおっしゃられました。それじゃ我々がやろうということで今提案になっておりますごみ処理ということでの、高度な専門知識を要する

プラントだそうですが、こういうことでのDBOの実例というのはどこにどれだけあるのか。

そういうところ、要するに私は何を聞きたいかという、コンサルタントでありアドバイザーであり、それは全部こういう事業を受注する側の人間でしょ。我々は発注する側なんだから、発注した側の話というのはどんなふうに分かっているのか、そのことが結論としては知りたいんです。これが一つ。

それから、恐らく前段の一般質問に対する管理者の答弁でも、発注をする組合にとっても、あるいは受けていただくSPCにとっても20年間というのがずっと同じ状態、あるいは計画どおりにいけないかもしれない。その場合にはその変更がかけられるようにするんだということを言われたんだけど、結局は住民には借金が残る、SPCにはもうけを保証する。大枠で見るとそういうことになっていくのではないかなという疑念を持っておるものですから、このあたりを少し解いていただきたい。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中興 薫） まず1点目に、この積算をいたします参考にとりました業者は1社でございます。会社名は、パシフィックコンサルタンツ株式会社ということです。

先ほど、全国の例を申し上げました。私が手元に持っている資料でDBO方式で行っている事業例ですが、ごみを焼却したり、あるいは焼却灰を処理をする、そのほか汚泥も再生したりというような内容を含めて、エコセメント含めて13社ございます。純粹にPFI法で行ったのが13社あるというような状況です。これが恐らく全国的な現状ではないかなというふうに思います。

それで今議員おっしゃいますようにコンサルは受注側、それで我々は発注側だということです。発注側の話なんですけれども、やはり今申しますととにかく施設がいいものができて、そして安全であり安定的、継続して安心のできる施設をつくるためには我々ではできませんのでこういうDBO方式を選ぶんですが、この他都市の先進の事例で聞きましたときには、公設民営といいながらもよく言われますように安かろう悪かろうとか、もう手を抜かれてそういう提案を受けちゃうよというふうなことを言われる例がございました。そういう中から、民間に任す分をどこまでにするのか。逆に言うと仕様書の中に、要求水準の中に例えば焼却炉の場合はこれこれこういう、例えば鉄板の厚みとか形状とかプラントの数とか、そういうもんまで公設公営と同じぐらいまで書いとかないと、公設民営でやった場合には後が心配だよと。建設後20年の間に問題が起きてくるよとか、こういうことを十分聞いております。

そういうことを参考にしながら全国都市清掃会議、そこに、我々も会員ですが、我々の側に立った専門家がおられて、そういう方々を事務局の一員として要求水準を出して、出されたメーカーからの提案きっちり審査をして、間違いのないものを選んでいく。こういうふうにして事業を進めていきたいということですし、これが発注する側の心しなきゃならない点ではないかなというふうに考えています。

もう1点、SPCに20年間結局もうけさせることになるんじゃないかという話でしたが、このアドバイザーの委託業務とSPCのことは特に関係ございません。今はその設計、建設、運

営する業者を選ぶための作業をこれからしようと。その作業をするのにアドバイザーとして選ばうということですので、SPCは施設ができてから運営する側の中心的、言っとられる特別目的会社ですので、本業務とはちょっと関係ございませんので。

議長（綿貫祥一） 参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 少し追加させていただいて説明させていただきますけども、先ほど見積もりの部分でございます。1社で見積もりをとったというふうなご説明申し上げましたけども、予算をつくるために参考的に見積もりをとった。見積もりの内容につきましては、土木工事であったりとか通常の委託工事でありましたら、兵庫県がつくっております歩掛かりというものがございます。このこういう工種には例えば技師長が何人要るとか、技術員が何人要るとかというふうな歩掛かりがございます。私どもこういうDBOの場合にはそういう歩掛かりがございませんので、そういうこの業務に対して何人役の人員が要するのかというところ辺を業者から見積もりをとる。単価については、我々そういう分類の単価を兵庫県が持っておりますので、そういう単価で積算をしてこの額を出してきたということでございます。

発注に際しては、再度そこら辺の歩掛かりについても複数の業者からとらせていただいて、精査をして発注の設計書をつくっていくという作業をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 それでは、どうも我が組合はパシフィックコンサルタンツなるところを大変重用しているようでして、出てくるのはこの名前ばかりということになるんですけども、じゃ実際にこの予算が仮に通ったとして、売るという段でアドバイザーということで手を挙げてくれる、あるいは応じてくれる、何社ぐらい手を挙げてもらうということにするのか。そのあたりはいかがですか。

それから、DBOでやろうということで、そのいよいよ規模も決めて仕様書もつくって、相手先を選ぶ、審査ということが21年の事業というふうなことで、最終的には21年度のうちには契約というところまで行くということで債務負担を含めて組まれておるというふうに私は読むんですけども、この時点ではSPCというのは全くないもんなんですか。どこかがこの契約を受け取って、そこが新たにSPCなるものを、運営会社を立ち上げるということだというんで、そのSPCとは全くかわりがないんだというふうに言われちゃうと、えっと思ってしまうんですけども、もう一遍そのところは私の頭の整理のために教えてください。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） まずアドバイザー業務というのは、最終的に事業者を決めるところまでがアドバイザー業務。これアドバイザーと言っておりますが、我々がアドバイスを受けるという業務なんです。何が業務かということ、DBOで設計、建設、運営をするということですが、設計、建設、運営をする事業者を募集をして、審査して決める。これが事業なんです。その決めるために書類つくったり審査したり、あるいは内部会議したり専門的会議したりとそういうアドバイスを受ける業者をアドバイザー業務と言っておりますのでね。それで結果的にこの業務が済み

ましたら、設計、建設、運営する業者が決まるということになります。その決まりました段階でいよいよ設計し、そして建設しますね。それでそれ以降運営ですよ。それで運営の段階で特別目的会社が立ち上げられますね、その時点で。そしてその会社が運営の責任を持っていくということになっていきます。そういうことで、SPCのあらわれてくる段階は……。ちょっとお待ちください。

議長（綿貫祥一） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時30分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

施設整備課長（中奥 薫） SPCがどの時点で作られるかをちょっと確認をいたしました。

それは、今、アドバイザリー業務で最終的に入札しまして決めました。それで業者が決まりますね。その業者は、設計と建設と運営をやっていくということになります。したがって、業者が決まった段階で早急にSPCが立ち上げられるということになります。

それでSPCという特別目的会社、株式になりますが、それらの中には建設をする業者と、そして運営する業者が株主になってこの特別目的会社をつくるということですし、そのほか関係の事業者もSPCに株を持つこともあるということです。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 要するにもう2年分まとめて3,700万で売るわけでしょ。何社、何社でもいいの。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） これは何社にするかということは、内規は持っております。明確にちょっとお答えできないのは申しわけございませんけれども内規を持っておりますので、その内規の数以上のものを指名をするということになります。一般競争入札するならば、それは別に数には制限はございませんし、指名競争にするならばそういう決められた数以上になります。その数を定める、どの業者にするかということは、これは私どもの持っております入札参加資格者審査会規程というところでその指名業者を選んでいくということになります。

どういふ方法であるのかということも含めてこれは検討して、一般競争なのか指名入札なのか、そういうことも含めてやっぱりこれ検討していかなきゃならないと思っています。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 今の話で、一般競争入札、指名競争入札、どうも今の話を勝手に想像すると、指名競争入札というふうなことでいくのかなと思えて仕方がなかったりしたんですけれども、いやいや、まだそれも含めて決めてないというふうにおっしゃる。

もう一つは、そのSPCというのは業者、要するにここで言う21年度の最後のところで技術だったり財務だったり法務関係だったり、そういうことも含めて事業契約及び総合的支援を受けて契約を業者とした後に、その業者も含めて目的会社SPCなるこのプラントの運営会社を立ち上げると。そうすると、20年間の話を延々とやって、実際にそのアドバイスを受けて契約をする段階ではSP

Cなるものは存在をしていない。しかし、20年の契約をするんだという話になるんですよね。本当にこんなことで契約が成り立つんですか。これ聞いてってね、非常にわかりづらい。いない相手と、今後立ち上げる法人と20年の契約をするんだと。そこは事情が大きく変わったときには双方が協議がやれるように、契約書の条項の中には入れ込んでおく。相手いない。こうなるわけでしょ。違うの。こういうものが見込まれるという、点々ではあるかもしれないけれども、実態としては存在しないところと契約を20年間結ぶってという話に今の話聞いてるとなるんですよ。そのアドバイスを受けるために、2年間で3,750万円。ちょっと待ってほしいわ。違うの。今の話聞いてるとそうなるよ。ちょっと途中だけど留保するよ、こんなことで。ほんでもう一遍聞かせてください。

議長（綿貫祥一） 暫時休憩いたします。休憩中に施設整備課長から説明願います。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時42分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番山本議員。

山本賢司議員 3回目ですので大切に使いたいと思いますけれども、先ほど休憩中に多くのご意見を後ろの方からいただきました。

実は、このPFIなんていうのは我々の従来の契約だとかそういう発想ではくれないんです。そういうことをやるうちゅうわけですよ。しかも、それじゃそのDとBとOのそれぞれの企業がグループを組んで、我が組合の事業を受けようということの使用書、金額も全部入ったものを出してくる。このものをつくるのに、どのくらい経費を要するとお考えでしょうか。これは受注する側ですよ。発注する側は考えんでもええということになるんですけども、最近このやり方でやると受注しようと思う側は膨大な経費をかけてこのDとBとOの書類をこしらえんなんと。組合の職員ではそんな書類は見えない。ましてや発注する段階の書類も組合ではつukれない。だからアドバイザーが必要になって、しかもそのこういう内容で我々は受注したいというグループの出してきた書類も組合では見えない。悪かろう安かろうみたいなことでだまされるよと。だからアドバイザーが必要になり、選定審査委員会なんていうそういう別組織も立ち上げて書類を見てもらわないと何ともならん。こういう話なんですよ。

最近このやり方でやると、もちろん受注できるグループは1社ですわ。でも1社や2社では競争になれへんわけですから、たくさん手を挙げてほしい。こう発注する側は願うわけですけども、実は受注する側は膨大な資料をつくらんなん、膨大な経費がかかる、しかし当たり外れがあるというんで、例の既に業者が決まっているんじゃないかという話へ行き着くんです。実際そうなるんちゃうんですか。

前にも申し上げました。全国都市清掃会議というふういきょうも名前が出ました、先ほどの答弁の中で。発注者も受注者もコンサルも全部入った組織でしょ。お互いにみんな情報を共有してるわけでしょ。違うんですか。何とまあもったいないことをやる話かなと思ってね、もう背筋寒うなるんですよ。ちゃいますか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 山本議員の今の感想を聞いて私の方が背筋が寒くなったんでありますが、要はこれからその設計も建設も運営もあるグループに、一つのグループにまとめて出そうとしている。そのグループを選ぶに当たって、あるいは手を挙げてもらうに当たって、手を挙げるに当たってはこういうことに注意したものを取り込んだ手の挙げ方をしてくださいよと言わなければいけない。ところが、その要求水準書と呼ばれているものをつくるだけのノウハウというか力が我々にはない。そこで我々の側に立って、応募する側ではなくって我々の側に立って我々にアドバイスをするようなまず企業を選ぼうとしている。そのための予算が今回のアドバイサリー業務の費用です。

そこのアドバイスを受けながら要求水準書というものができて、そして募集をいたします。そうすると、今までは建設なら建設だけですから施設の設計とか設備の建設する者はいと挙げたわけですけれども、今度は設計も建設も運営も一緒ですから、それではグループをつくります。設計をするのが得意な企業、それからそれをつくるのが得意な企業、あるいは管理運営にノウハウを持つて企業、こういったところがグループをつくって、そして例えば山本グループですとかナガサワグループですとかナカイグループですというのが手を挙げてくる。挙げてきたんだけど、その手の挙げたのが本当にそれはすぐれたものなのかどうか。それから、書類上は何か20年成り立つようになってるけれども、本当にそれは財務の系統的に成り立つのかどうか。あるいはよさそうな施設ができるようになってるけれども、本当にできるのかどうか。その金額でできるのかチェックをするということのアドバイスも受けなければいけない。そしてその結果、晴れてじゃ山本グループが決まりましたとこうなったときに、そのときにはまだSPCはできてないわけです。ですからSPCをつくるという契約も結ばなければいけない。しかしSPCといったら運営会社ですから、要は施設ができてから必要な会社なわけですね。ですから、手を挙げる段階ではまだできてないのはむしろ当然である。

だけど、さて山本グループに決まりましたよといって基本的な協定を結べば、山本グループはSPCを立ち上げなければいけない。しかしこのSPCというのは運営会社ですから、みずから建設する部隊を持ってないわけです。さっき言いましたように、山本グループで組めばその中に山本建設という会社がちゃんとグループに入っていて、そしてじゃ施設をつくるのは行政側と山本建設とが契約を結びましょうと。それから後の運営はできるSPC、山本運営会社と契約を結びましょうと。でも、それはグループとして初めから私たちこういうグループですよということのまとまりをもって基本的に私たちと約束をして、そして建設は建設としてやりながらSPCを立ち上げて、そしてそのSPCには20年間こういう条件で運営してくださいよと。我々はこんだけのお金は払いますけれども、そちらはこういう条件でやってくださいということを契約を結ぶ。そういった流れになるわけでありまして、これを聞かれてもなおかつ背筋が寒いままでありましょか。ぜひカイロなどをつけながら、ご理解をいただければというふうに思います。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。

13番高橋議員。

高橋邦夫議員 管理者のシナリオでは、今のような形だろうというふうに思います。しかしこの方式、焼却方式はもう既に決まってる。そして今回、要求水準をつくる。その要求水準の中身に、その技術的なものというものが入ってくる。そうすると、そのDBOを受ける業者というのは、その水準要求書をつくる段階で次のプラントメーカーなりすべてがそこから決まっていくんですよ。そうなったときに、この議会で一番そのチェック機能を働かせるところ、これ1カ所しかないですね。このDBOの業者を選定するときしかチェックが働かない。あとは管理者の言われるシナリオどおりと、済んでしまう。それで本当にいいのかなと。

さっき技術担当の課長言われるようにね、能力がないと言われたらそれまで。しかし、きちっと行政あるいは組合をチェックしていく我々の立場からいくと、わかりやすいチェックの方法、これはやっぱり仕掛けとしてつくっておかなければならぬと思うんですよ。今のこの方式ね、豊岡市今度旧の豊岡病院の跡の施設で同じような方式をされてますけどもね、一つが決まるとあとすべてが決まってしまうというやり方が本当に果たしていいのかなというのを率直に思ってるんです。

具体的に今回この方式でいくときには、ここできちっとしたチェック機能が果たせるよというイメージが仮にあるとしたら教えていただきたいんです。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） グループが手を挙げる際に、当然のことながら例えば建物を設計、建設する会社、それからプラントをつくる会社、それからあとの運営についてノウハウを持っている会社がグループをつくりますから、それが決まれば当然全部決まるのは当たり前です。全部決めようとしているわけです。それを一回一回ばらばらでやりますが、それとも組み合わせて全体としてすぐれているとここで選びますかというその差でありますから、別にそのときにまさに全体としてすぐれているかどうかのチェックが働くということだと思います。したがって、そこは特に変わらない。

にもかかわらず、これ3つをなぜ一緒にするのか。それは今までは設計と建設と運営をばらばらにしてますと運営者の気持ちをわからずに設計することがある。それは設計しやすいようにつくり、つくりやすいようにつくってみる。ところが実際その後を使う人たちが入ってみると、本当に細かいところで、こんなところでよかったのか、ここをもう少し管理上よくできるのではないか。そういうことが多々あるので、初めから運営する人たちとつくる人たちと設計する人たちが事前によく話をして、どうすれば一番安くできるのか、あるいはどうすれば一番すぐれたものをつくるのかということをよく話をして、トータルとして提案してください。その方が設計や建設や運営をばらばらで入札するよりもはるかに金額も安くなる。そういった経験であるとかあるいは試算に基づいて、今回のこのDBOという方式をやろうとしているわけです。したがって、そこにメリットがある。一つ一つをばらばらで選ぶのでなくて、グループとしてのすぐれたものを選ぶわけですから、ここはそのところをしっかりと目を凝らせば、つまり総合点で何か要るのか。

あるグループは建物はすぐくすてきな建物を建てるけれども、運営がどうも弱いよねというのはあるかもしれません。あるところは建物はまあ質素だけれども、中の運営なかなかしっかりしてるよなんてあるかもしれません。ですからそのまさにトータルでどれが一番私たちにとってメリッ

トがあるかを見なければいけないわけですね。部分部分だけを見ることはできない。そういった方式だということをぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（綿貫祥一） 13番高橋議員。

高橋邦夫議員 管理者は性善説ですからね、それはそれでいいと思うんですよ。でも私たちの体験からいくと、この手のプラントというのについてやっぱり相当な仕込みがある、事前から。そのところをやっぱり一番心配してるんですよ。要するにこのメーカーはこの技術を持ってる。このメーカーはこの技術を持ってる。それをチョイスすることによってすべてが決まるんです。そのデザインだとか建築だとかいうのは二の次であって、その炉そのものの、各プラントメーカーが持っているその技術によって決まるという可能性が余りにも強過ぎるじゃないかということをお心配してるんです。それが無いというんだったら、少しそのところを説明していただければ結構です。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 今の議論で言われるのであれば、そもそも別々にやってプラントだけでやって決まるという、こういう話になるんじゃないですか。つまり、競い合うだけの能力を持ってる企業が複数いるということを前提にして初めて入札は成り立つわけですね。私たちはあるという前提に立ってるんです。したがって、それに建物を建てる企業であるとか運営をする企業がグループをつくってやれば、それぞれまさに競争するグループが幾つか出てくるだろう。もしそうじゃなくて、そもそもプラントが1つでもうこんな断トツに決まるとんやということであれば、ばらばらにしたってやっぱりそうなるんじゃないかと。したがって前提としては一長一短あるでしょうけれども、一長一短あるけれども決定的にどっかへもう決まってるというような、そういった状況ではないのではないか。もしそうであれば、繰り返しになりますけれどもそもそもばらばらに発注したとしたりしても競争なんてあり得ないとなるわけですから、ある種の性善説というのは議員も私も一緒ではないか、そのように思います。

議長（綿貫祥一） 要求水準の段階でプラントが規制されるんじゃないかという心配されるとのことですよ。そういう意味だと思うんですよ。

施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） ご質問は、要求水準書を出す段階でプラントメーカーが決まってしまうということをおっしゃっておられるのでしょうか。それともう一つは、今度アドバイザー、アドバイザーもちょっとややこしいんですが、我々のアシスタントといいますか、それを決めたらもうそれを決めた段階でその業者に通じるプラントメーカーまで行っちゃうよと。こちらをおっしゃってるのでしょうか。前の、今の方。（「最初の分だ」と呼ぶ者あり）

そうですね。要求水準というのは、出す場合は組合の場合はストーカー方式である業者と出しますので、ストーカーをつくってる専門的業者がいますね。そのところが応募してきますので、逆に言うとそうじゃない、ガス化溶解などもありますけど、そういうところはもう全然外れますね。そういうことで、要求書にはごみ質、どんなごみを1日何トンで、それで機械方式はストーカー方式でうちはやるので、それをしてくれる業者、さあ応募してくれませんか。こういうふうになりま

すので、そこで決してプラントメーカーが決まるということはありません。

議長（綿貫祥一） よろしいか。

ほかにありませんか。

1 番長瀬議員。

長瀬幸夫議員 長瀬です。20年度予算ということで1億6,900万余りなってるわけですが、その整備事業として1億3,700万ということで、今議論しとる委託料というのは7,800万ということでございます。

事業というのは、今言われて議論されておるようにわかるわけです。そういう中で、19年度で1カ所に候補地が決まるという中で、20年度、組合としてどんな形で動いていくのかというのが少しこの予算書では見えにくいかなと思いつながら、そんなところはどのように考えておられるのかということと、先ほど一般質問の答弁の中でももう既に25年という供用開始を設定しとる中で、やっぱり20年度にはどこまで大体めどをつけたその目標になっていかんのかということとをどのように考えておられるのかということと、先ほど同僚議員の質問の中で管理者の答弁で、住民に対して町民や議会が議論すべきだということをおっしゃいました。

私、少し気になるのが、この議会とかあるいは環境フォーラムとかいうものの日程をどのように決めておられるのかなと。といいますのは、先ほど財政厳しい中で香美町も14億7,000万ぐらいな費用が出るわけでございますね。そういう中で、私この議会に出させてもらって1年大方なるわけですけど、お顔がなかなかそろわんということがありますもんで、いや、もう豊岡市さんの方にお任せするという形になつとるんかなというような思いがするわけです。だから日程がそれぞれお忙しいお方です、首長さんはね。そういう中でやはり大事な事業だと思ひますししますもんで、日程がどのように組まれて、きょうは幸いして午前中は両首長さんもお見えになっていますけど、そろったちゅうことがほとんどないわけですね。去年の豊岡の環境フォーラムでも、プログラムには載っておるけど行ってみたら代理ばっかしやというようなことで、住民から見れば本当にそのことに対してどう考えておるんかやと、他の者はというやな思いがするではないかなという思いを私はしますもんでね、日程の組まれるのをどのような組まれ方しとるんか。それも答弁いただきたいと思ひます。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 20年度の業務でございますけれども、予算に上げておりますものをぜひ執行していきたいということでございますけれども、そのためにはまず選定をしまして、そのところの理解を得て、なおかつ環境影響調査とあわせてもう既に測量であるとかボーリングであるとか、そういったものもやらせていただけるようなやっぱり今度は理解を求めていくやり方をしていかないと、一たんこれが済まないとな次には行けないというようなことではやはりこれはなかなか時間がかかるなというぐあいに思っております。したがって、並行して事が進めれるような地元のご理解の得方というのが大切ではないかと思っております。

環境影響調査が終わらないと次の段階に行かないというのが、これ上郷の例でございましたけれ

ども、現実この但馬の中でまず環境影響調査をやって、そこに施設ができないというような例はまずほとんど考えられません。そういうことから、ぜひその辺の理解を得てそういうものが並行してやれるようなことがまず一つでございます。

それから、環境フォーラムの件でございますけど、これの日程は会場がまず確保ができなきゃならないということと、パネラーなり講演者なりの確保の日程の調整ということでございます。去年は2回やらせていただきました。夢ホールとこちらのアイティでやらせていただきました。たまたまやはりそろわないこともございますけれども、極力3市町長がそろうような格好でやっぱしするのが好ましいかなということは思っております。会場の確保もなかなかでございます、いろんな行事が重なってきておるといふことで。しかし、そういう努力はしてまいりたいと思います。以上です。

議長（綿貫祥一） よろしいか。

ほかに。

3番青山議員。

青山憲司議員 たくさんの質疑がある中で、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

先ほどのDBOの事業運営アドバイザー業務について議論が交わされているわけでありましてけれども、私からは特にこのSPCが立ち上げられてこの業務が契約になった以降、特にとくく行政というのは従来からその計画はすばらしいものができるけれども、途中のチェックですとかあるいは事業評価だとか、こういったものがなかなかうまくいかないという事例があるわけですが、そういう意味では先ほどの答弁を聞いておりますとこのアドバイザー業務、契約会社というのはもう一定のその水準を満たした仕様書ができればそこで終わりだといふような話も出るわけですが、その水準を満たしているかどうかというのはそれ以降の、SPCと契約以降の建設、もちろん設計、建設、運営というそういったところまでをやっぱりチェックをしていく必要があると思うんですね。その要求水準を満たしているかどうかも含めて、そのときのごみの量だとか質だとか環境に応じた運転が、設計ももちろんですけども、建設、運営がなされてるかといふところのチェックもやっぱり必要ではないかなといふふうに思いますけども、その点、今度のこのアドバイザー業務の中にそういったものは含まれるのか。いやいや、その別のそれはまた専門業者に委託をしていくといふような考え方なのか。その点、いかがでしょうか。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今、要求水準書に書かれた内容の中で運営に入ってからのことですけれども、その議員のご心配なさっている点、すなわちSPCと委託した組合との間での例えば日報などが交わされたり、そういうものをベースにして常にSPCの運営状態が報告されるという仕組みをつくりますので、ほったらかしになったりしないといふふうに、そういう内容の水準書につくっていきます。

議長（綿貫祥一） 2番青山議員。

青山憲司議員 今回アドバイザー業務ということで契約をなされますので、その後々の設計、建設、

運営含めてやっぱり専門的な知識を持っておられる会社だというふうに伺っておりますので、そのアドバイザー的なそのDBOの発注がうまくいって、それがうまく運営されてるというチェックはやはり必要不可欠だというふうに思います。特にSPCですから、本当にそのVFMを考えたときに、もちろん住民も、そして行政も、それからSPC自体もこの三方得みたいなことでやっぱり運営されていくのが私は適切なこの施設運営管理だというふうに思いますので、その点ではやはり後々のチェックですね、この機能が働いていくということが必要だと思います。もちろん議会もそれなりに勉強もしながらやっていく必要があると思いますけども、そういったところでのチェック機能というのはやっぱり考えていただきたい。この点について、ぜひ管理者からそのあたりのことをお伺いしたいと思います。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） ご指摘のように、今予算をお願いしておりますアドバイザー業務というのは要は決める。その後については、今の期間の中には入ってないわけですね。そうすると、実際にじゃ設計をやる、建設をする、ちゃんと立ち上がるかどうか、ここをチェックする必要があります。

さらに、今議員が関心を持っておられるのは、じゃそれも済んでいよいよ施設もできました。SPCが運営をしていく。それをちゃんとやっとなのかということのチェックも必要だ。そのとおりだろうというふうに思います。ただ、このチェックを引き続き専門家のアドバイス、助けをかりなければいけないようなものなのかそうでないのかは十分見きわめていく必要がある。つまり会社の経営が成り立っているかどうかというのは、要するにその経理上のいろんなデータを見ればわかるわけでありますから、そこのところが行政の側の職員でチェックできるのであれば、改めてそこのところにわざわざ例えば税理士のような人に頼んでやる必要はないかもしれませんし、あるいはその会社の仕組みなりが非常に複雑だとするならば、それはそういったまたアドバイザーを契約をして、私たちの側に立って目を光らせていただくというような仕組みをつくる必要もある、そのように思います。

ただ、具体的にじゃその会社が動き出した後にそこまで必要なかどうかというのはまだ現時点では十分検討しておりませんので、チェックをしなければいけないということの前提の上で、それが行政だけでやれるのか専門家の力が要するのか、そのことは今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

議長（綿貫祥一） 3番青山議員。

青山憲司議員 3回目ですのでお願いになるうかと思っておりますけども、やはり今問題というか大変、ちょっと盛りは過ぎたかもわかりませんがISOの14000シリーズ、これは品質に関する世界標準なわけですがけれども、このISOを満たすために、やはり民間の事業者であればこれ毎年監査があるわけですね。それは要するに要求水準に対して本当に満たしているかどうかというチェックをそこで受けるわけです。ですから今回本当にこのDBOが事業運営としてうまくいっているかどうかということは、やっぱり定期的な監査も私は必要だと思います。

そういう意味では、もちろん職員の皆さんがそういった能力を持ち合わせるというのは私は重要

かというふうに思いますけれども、そういう意味では本当に品質要求水準を満たす、そういったことのやっぱりチェックができるような体制というのをお願いしておきたいというふうに思います。以上です。

議長（綿貫祥一） ほかに。

5番門間議員。

門間雄司議員 済みません、端的に。予算の方の35ページに書いてある先ほどから話題になっているアドバイザー業務なんですけど、お話の中間いて要求水準書の作成においてはその上下に書いてある調査業務いろいろある中で、このデータを使わないと要求水準書の中身というのは固まっていけないというふうなイメージがあるんですけど、例えば生活環境影響調査については1年が普通なんだろうなというふうに理解しておる中で、そのデータをもとにしてアドバイザー業務というのは同じ年度でこの予算には書いてあるんですけど、その辺、今後のスケジュールも含めて整合性とれるのかどうか、ちょっと説明をお願いできたらありがたいですが。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 公害防止基準であるとか排出基準であるとか、そういったことの部分で要求水準書の中に定めてまいらなきゃなりません。ところが、じゃ現実環境影響調査したらそれではそこをクリアしない。こういう事態が起こり得る可能性はあるわけですから、おっしゃる意味では、確かにそういう整合性という意味ではそういうものがきっちり出てきた時点というのが正確に言えば正しい方法だというぐあいに思いますが、非常に自主基準ということで厳しい基準を我々基本計画の中で定めておりますので、そういうものによって要求水準書をつくっていくということになるかと思えます。

副管理者（瀬崎 彊） 5番門間議員。

門間雄司議員 端的に言えば、アドバイザー業務の納期は20年度の3月末として、生活環境影響調査を例に挙げると1年間だと思ってるんですけども、その納期も3月末として、同時進行、並行でアドバイザー業務ということのお話が今のご説明だとちょっと整合性がとれてないような印象も受けるんですけど、繰り越しが最初からわかってるような形というふうに言ってしまうと当初予算としては余りよろしくないのかなという気もするんですけど、その辺のご説明を聞きたいということで質問させていただいたんですが、もし答えられることがあればお答えいただけますでしょうか。

議長（綿貫祥一） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 両業務とも債務負担行為を設定をさせていただいておりますので、生活環境影響調査並びにアドバイザー業務ともに2年間、債務負担行為ということで21年ですね。そういう意味では、整合は可能かと思っております。

議長（綿貫祥一） よろしいか。

ほかにありませんか。

（質疑なし）

議長（綿貫祥一） ないようでございます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。ただいま議題となっております第3号議案平成20年度北但行政事務組合一般会計予算、このものについて反対の立場で討論をさせていただきます。

一般質問の最後のところで、無理をしてはいかん、無理をしないかというふうにお尋ねをしたところが、管理者からは無理はしていないと。まだ門限までには達成可能だというふうに答弁をされたわけでありまして。しかし、この予算は一つには単に20年度だけではなくて債務負担を2本も起こして21年度までの2年間を定めるということに実質なっていること。さらにアドバイザー業務というふうなことで、その先の20年間という設計も建設も運営もというその先まで定めようというふうにするものであること。そして、長瀬議員に対して環境影響評価とそれから地形、地質、文化財ですね、こういうものの調査を並行してやりたい、そういう予算になっておるわけですけども、アセスが終わってから次の調査というふうにならざるを得ないというふうな状況です。しかしながら、環境影響評価をやってだめというふうになる例はないというふうな副管理者答えられたんですよね。とすると、環境影響評価の調査というのは先ほど門間議員に対しても環境影響評価調査の成果が生かされない、整合性がとれてないということも副管理者みずから答弁をされたわけですけども、まさに無理に無理を重ねて、もう整合性とか前後とかどうでもええ、3年もおくれとるんや、早うやりたいと。1年これで短縮できるがなということも口は言わないけれども予算上は表現をしておる。さらに、20年にわたって議員各位が今ここでよしとすることによってどんどん走れるということになってしまうというつくりの予算であることを指摘を申し上げて、反対の討論といたします。ありがとうございました。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 本案に賛成の立場で討論いたします。

本案は、本組合の設置目的であると同時に事業目的であります広域ごみ・汚泥処理事業の整備事業を実施するためには、適切妥当な予算であるということでもって賛成いたします。ご賛同のほど、よろしく願いいたします。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。

（討論なし）

議長（綿貫祥一） 討論を打ち切ります。

これより表決に入ります。

第3号議案について、起立により表決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（綿貫祥一） 起立多数であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、本日お手元に配付いたしております一覧表のとおり、議会運営委員長から所管の事務につ

いて閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(綿貫祥一) ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(綿貫祥一) ご異議なしと認めます。よって、第66回北但行政事務組合議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後4時19分

〔議長閉会あいさつ〕

議長(綿貫祥一) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月5日に招集されまして本日までの11日間にわたり、事件決議1件、補正予算1件、当初予算1件の合計3議案を慎重にご審議を賜り、すべて滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでございます。

新年度予算は施設候補地が決定した上での生活環境影響調査等の事業が計画をされています。この予算が予定どおり執行されますよう、管理者を初め当局各位におかれましては施設候補地の決定と地元同意に努力をされますよう願うものであります。

終わりに当たり、議員各位には諸行事多端の折からどうかご自愛くださいませ一層のご活躍を賜りますことをご祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが閉会のあいさつといたします。ご苦勞さまでございました。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者(中貝宗治) 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月5日に開会いたしました第66回北但行政事務組合議会定例会は全日程を終了し、ただいま閉会の運びになりましたことは、組合発展のためまことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対しまして心から深く敬意を表します。

今期定例会には私から3件の案件を提案いたしました。いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

閉会の際にも申し上げましたとおり、現在施設候補地を候補地選定委員会で検討を重ねていただいておりますが、3月中下旬には選定を終えていただき、その結果を踏まえて何とか本年度内、構成市町長会で最終の決定をしまいたいと存じます。

候補地が決定いたしますと、早速に地元区にお願いのあいさつに何うとともに、説明会、先進施設視察などの実施、さらには地域振興計画策定についてのご相談などを行い、施設受け入れのご理

解とご協力をいただくよう全力を尽くしてまいります。

議員各位並びに組合構成市町の格別のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。